

令和5年

厚生委員会会議録

とき 令和5年11月27日

品川区議会

令和5年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和5年11月27日（月） 午前10時00分～午後4時25分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 松永 よしひろ 君	副委員長 こしば 新 君
	委員 こんの 孝子 君	委員 ひがし ゆき 君
	委員 鈴木 ひろ子 君	委員 筒井 ようすけ 君
	委員 おぎの あやか 君	委員 やなぎさわ 聡 君

出席説明員	新 井 副 区 長	今 井 福 祉 部 長
	東 野 福 祉 計 画 課 長	川 崎 障 害 者 施 策 推 進 課 長
	松 山 障 害 者 支 援 課 長	菅 野 高 齢 者 福 祉 課 長
	川 原 高 齢 者 地 域 支 援 課 長	豊 嶋 生 活 福 祉 課 長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿 部 健 康 推 進 部 長 (品川区保健所長兼務)	若 生 健 康 課 長
	池 田 国 保 医 療 年 金 課 長	秋 山 保 健 整 備 担 当 部 長
	舩 木 生 活 衛 生 課 長	坂 野 参 事 (品川区保健所保健予防課長事務取扱)
	濱中新型コロナウイルス予防接種担当課長	石橋品川区保健所品川保健センター所長
	榎本品川区保健所荏原保健センター所長	石 井 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○松永委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、保育支援課長にご同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。それでは、本日も会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

併せまして、本日写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入ります前に、許可をするかしないかを判断するため、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、前例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したいということがありました。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○こしば副委員長

前年のとおり、冒頭のみ撮影でよろしいかと思います。

○こんの委員

例年と同様に、前例どおりでお願いします。

○ひがし委員

前年どおり冒頭で撮影をお願いします。

○鈴木委員

毎回申し上げてはいますが、議会審査もいつでも写真を撮影して、別に審査に影響しないと思っていますので、いつでも結構です。

○筒井委員

前年どおり冒頭のみで。

○おぎの委員

私はいつでも大丈夫です。

○やなぎさわ委員

私もいつでも構いません。

○松永委員長

それでは、ただいま各党派のご意見を伺いましたが、前年どおりということにさせていただきます。撮影者の方は自席から撮影いただきますよう、よろしくお願いいたします。

[写真撮影]

○松永委員長

ありがとうございます。

1 議案審査

(5) 第90号議案 指定管理者の指定について

○松永委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

予定表では、(1)第83号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査でございますが、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、(5)の第90号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原高齢者地域支援課長

申し訳ございません。着座にてご説明をさせていただきます。

それでは私から、高齢者地域支援課の所管施設、第90号議案の平塚高齢者多世代交流支援施設、平塚ゆうゆうプラザの運営事業者の選定についてご説明をいたします。資料をご覧いただければと思います。

1、管理を行わせる施設の名称は、品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設、所在地は平塚二丁目10番20号でございます。

2、指定管理者候補者は、社会福祉法人福栄会でございます。代表者は理事長、西村信一、所在地は東品川三丁目1番8号でございます。

3、指定期間は、令和6年3月1日から令和11年2月28日までを予定しております。なお、本施設は、旧平塚シルバーセンターとして平成29年から平成30年に改築工事を実施、平成31年3月に平塚ゆうゆうプラザとして開設した、高齢者多世代交流支援施設でございます。現在の指定期間は、平成31年3月1日より令和6年2月29日まででございます。

4、指定管理者候補者の選定については、公募によらず、特定の事業者を特定することができるものとする品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定により、現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定をいたしました。選定に当たっては、選定予備委員会での審議を経た後、選定委員会でのプレゼンおよびヒアリングを実施し、総合的に審議、評価を行ったものでございます。

5、候補者の選定までの経緯については、別紙報告書に記載のとおりでございます。まず、予備委員会では、事業者から提出された申請書類および計画書類について、提案内容、財務分析の評価などを基に、総合的な審査を行いました。予備委員会での審査の内容については、報告書の4ページから5ページに記載がございます。次に、選定委員会では、予備委員会での審査結果を基に、各事業者へのプレゼンテーションおよびヒアリングにより、指定管理者候補者を選定いたしました。選定委員会での審査内容については、報告書の5ページの下段から7ページに記載がございます。なお、事業者の評価の項目については、別紙の別添とございます最後のページのところに、4項目の基準に基づき配点を行いました。なお、ゆうゆうプラザの特徴としては、2階建ての複合施設であり、別添、こちらの3の3つ目の評価項目をご覧いただけますとおり、子育て支援事業であるオアシスルームおよびポップンルームを2階に設置している点が挙げられます。主な評価内容としては、選定予備委員会においては、5名の委員により評価を行い、主な意見としては、別添の資料5ページに記載がございますとおり、高齢者や子育て世代の利用者へのサービス提供やサポート体制の充実や、多世代交流への様々な取組に対し、高い評価が得られました。次に、選定委員会においては、外部委員を含めた4名の委員により評価を行い、主な意見としては、別添の7ページに記載のありますとおり、事業者が開設当初から築いていた利用者や地域との良好な関係性の構築や、多世代交流、世代間交流に向けた積極的な広報活動や自主事業の提案において、高い評価が得られました。以上、選考基準に基づき審議を行いました結果、当該施設の指定管理者候補者として適格であると診断し、社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者として選定をいたしました。

資料の6、今後のスケジュールについては、指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知を送付し、協定を締結する予定でございます。

私からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

ほかの指定管理者も同様なのですが、今回公募によらないということで、これまでの指定管理者を選定するという事になっていると思うのですが、この公募によらない特別な理由というものは、この場合はどのような理由なのかを1点伺いたいと思います。

それから、多世代交流施設ということでゆうゆうプラザは設置されていると思うのですが、このゆうゆうプラザは多世代の利用者を巻き込んだ施設運営を行っているというところが大きな評価になっていると思うのですが、具体的にどのようなところが、多世代の利用者を巻き込んだというのはなかなか難しいと思うのですが、その辺がどのように具体的にされているのかも伺いたいと思います。

それと最後のページに、別添で評価基準が、選考基準の評価項目・配点というものが書かれているのですが、この基準と、それから審査をされていて点数が出ているのですが、この点数との関係というものがちょっとよく分からないので教えてください。

○川原高齢者地域支援課長

すみません。着座のまま説明させていただきます。

鈴木委員からご質問をいただきました。まず更新をした特別な理由は何かという点と、あと多世代の具体的な事例というところで、まず2点まとめてご報告を申し上げたいと思います。

まず、この現行の指定管理者を更新した理由としては、先ほどの説明でも少し申し上げてはいるのですが、平成31年3月の開設以降、高齢者を含む多世代の身近な交流の場として、様々な自主事業としての交流事業を盛んに実施していただいています。具体的な内容として、まず高齢者事業のほうでは、介護予防に準じたストレッチの教室や、あとスマートフォン、実際区の事業でも行っていますが、こういった指定管理者による自主事業という形でのスマホ教室を実施していただいています。高齢者の健康の維持や生活の質の向上、生きがいづくりに貢献していただいているとか、あとは介護予防総合事業にもございます地域ミニデイでありますとか、認知症予防事業の認知症サポーター養成講座などの、介護予防や認知症予防事業にも積極的に取り組んでいただいているところを評価させていただいております。あと具体的な多世代の交流の事業といたしましては、多世代交流塾と呼んでいるのですが、ひらゆうクラブといった形で、高齢者が子どもたちに宿題などの勉強を教えたりであるとか、あとは利用者のニーズ、それは子育て世代の保護者からだったのですが、自分たちの子どもに将棋や習字を教えてほしいというような要望がありますので、地域でそういったできる高齢者の方を施設長が探して、子どもの居場所づくりなどを含めて、こういった高齢者と多世代が交流できるような事業を進めてきてくださった実績を持っているところです。

あと、最後にご質問いただきました別添についての配点の基準というところでございます。こちらはいずれもこの基準に基づきまして、1人100点という形で点数をつけているような形です。予備委員会では5名の委員で行って、選定委員会では1名マイナスで4名の人数で行っています。ちょっと合計

の点数に差異があるのは、委員の人数に違いがあるというところでございます。

○鈴木委員

このような福祉施設というものは、今、課長のほうからもご説明いただいたように、様々な取組をされていて、継続性というものはすごく大事なのではないかなと思いますので、特に問題がなければ、私は継続でいいのかなと常々思っているのですけれども、そのようなところで様々な取組をされているということは、今のご説明で分かりました。

あと、それと、今1人100点で点数がつけられて、その合計点だというようなことで書かれているということなのですけれども、そうしたら、その100点のところの、4人合わせたところでいいと思うのですが、ここの項目がトータル何点だったかというような、そのようなものは出していただくことはできないのかなと思うのですけれども、その点伺いたいと思います。

それから、この平塚ゆうゆうプラザの人員体制はどうなっているのかを伺いたいと思います。

それから、この平塚ゆうゆうプラザについては、モニタリングのところでも、これは9月のときにご報告いただいたのですけれども、そのモニタリングのところ、収支のところ、障害者や高齢者の施設は人件費が書かれているのですが、ここは人件費が書かれていなくて、なぜ人件費というものが書かれないのかということとちょっと伺いたいということと、委託料は2,187万円余と書かれているのですけれども、その中で施設運営費が1,546万円余なのですが、この施設運営費というものが具体的にどのような中身なのか、どのようなところにどのような形でお金が使われているのかということも伺いたいと思います。

○川原高齢者地域支援課長

複数ご質問をいただきました。まず1点目が、配点の選考基準の評価項目ごとに点数が出せないのかというご質問に対してのご回答でございます。こちらについては、品川区の指定管理者の基本方針に係る基準に基づいて、総合の評価のみという形でさせていただいております。福祉部内においても、それによって評価を出させていただいている形でございます。

そして2点目の人員体制についてのご質問でございます。1階の高齢者の施設、入浴ですとかの部分、2階がオアシスルーム、ポップンルームの部分という形でございますが、まず施設長は常勤職員として1名でございます。そのほかの各種の事業、施設管理の担当者として2名の職員、こちら非常勤職員を管理部門として配置をしております。保育部分に関しては、今日保育支援課長がおりますが、私で分かる範囲の部分でございますと、保育管理者、リーダーの常勤の職員が1名、あとはオアシスルームに保育士が3名、非常勤職員が4名、ポップンルームに保育士が1名、非常勤保育士が3名という形で、こちらがそれぞれ時間帯に応じたシフトの体制で、その中でそれぞれ保育士が2名ずつ、オアシスルームとポップンルームが体制として配置をしているという形でございます。現在については以上でございます。

次にご質問いただきました、モニタリングの収支の内訳の部分の表記、人件費の表記がないということのご質問でございます。こちらが、すみません、高齢者地域支援課の所管している総括シートの書き方の部分で、そこで平塚ゆうゆうプラザに限らず、人件費の部分の表記はしてございませんでしたので、今後はちょっと来年度のモニタリングに際しても、他課の記載内容等含めまして、課内の的確な基準というものをもう一度統一していきたいと考えてございます。

あとは委託料の部分、この金額がおっしゃっていただいた部分でございますが、令和4年度、収入2,187万6,172円で、そして支出が2,187万6,184円という形で表記をしております。

て、具体的な支出の内訳ということに関しては、維持管理の部分と施設運営費でそれぞれ分かれておりまして、その詳細についてのご質問ということで、ただいま資料を確認させていただきます。

すみません。お待たせいたしました。まず自主事業という形で、先ほど申し上げた多世代交流塾であるとか、介護予防の各種事業は事業運営費という中に、含まれているような形でございます。そのほかの維持管理費としましては、各種修繕対応のもの、あとは清掃業務や建設設備の点検業務、細かいものでエレベーター、自動ドアなどの保守点検などの維持管理が含まれているような形でございます。主に教室事業の関係と、あとは施設の維持管理という部分が大きなものでございます。

○鈴木委員

施設運営費の大きな支出というものは人件費になるのかなと思うのですが、その辺のところは、大体人件費という形でなるのか、その辺のところを伺いたいと思います。

それと、モニタリングで、地域ミニデイ卒業グループの元気ゆうゆう体操クラブについて書かれているのですが、多分地域ミニデイをされているということですね、ここで。

○川原高齢者地域支援課長

そうです。

○鈴木委員

それで、地域ミニデイというと、介護保険の総合事業として行っているのかなと思うのですが、総合事業として行っているときにどのような体制で行っているのか、前この総合事業で、ゆうゆうプラザで地域ミニデイをやるという場合、地域のボランティアの方を募集して、それで4時間で2,000円くらいの、何というのですか、ボランティア料というのですか、そのような形でやるということで、時給にすると500円ぐらいの感じというところで、ゆうゆうプラザで始めるときにはそのような説明だったと思うのですが、この平塚ゆうゆうプラザではどのような状況になっているのか。多分運動支援員が1人いて、あとはボランティアの方でやるという、そのような体系でというものが総合事業を始めるときの説明だったと思うのですが、今もそのような形で、このゆうゆうプラザでもやっているのか、その点も伺いたいと思います。

○川原高齢者地域支援課長

先ほどの支出の施設運営費の中には、おっしゃるとおり人件費も含まれてございます。

ご質問いただいた地域ミニデイの部分も、やり方、運営の方法については、以前から大きくは変わっておりませんが、高齢者を地域のボランティアの方を介護予防の事業に配置させていただいているのですが、そのボランティアの金額というところのご質問でございますが、すみません、ちょっと今手持ちの資料を確認しておりますけれども、その部分の詳細については今手持ちに、申し訳ございません、資料がないのですが、ふだん地域ミニデイはやれる期間が大体1年で、今それを卒業した人たちの行き場がないというような課題があるので、そういった形でいえば、今平塚ゆうゆうプラザが力を入れているのが、地域ミニデイの卒業生のグループという形で、別の団体を組んで新たな事業として行っただけで、そこにここを卒業した方が、講師として、ボランティアとして入っただけで、そこがまた初回のところよりはもう少し金額も上げたような形で、ボランティア謝礼という形でお支払いをしているような形で実施をしていると思います。地域ミニデイのボランティア講師のほうには5,000円お支払いをしている、1回の事業につき5,000円お支払いしているような形でございます。

○鈴木委員

そうすると、地域ミニデイは1週間に何回ぐらいやっていて、それで、その運動指導員という方が1回5,000円という形で、来ていただいているという、そしてそのほかはボランティアでやっているという、そのような形でやっているということなのですね。それから、そのようなボランティアの方の、募集したら必要な数だけ応募があるという、そのようなことになっているのか、ちょっとその点も伺いたと思います。

それから先ほどの、多分モニタリングのときも私申し上げたような気がするのですが、人件費はぜひ、この次は入れていただけるようお願いをしたいと思います。

それから、先ほどの点数についても毎回申し上げているのですが、この点がどうだったのかということがよく分からないので、そここのところは、議会としてもしっかりと評価できるためにも、それぞれの点数というものはしっかりと出していきたいということで、委員会で言っても、それは全体のことなのでということでいつも言われるのですが、多分総務のほうで、この全体の在り方というものは検討して、このような形になっていると思うのですが、そここのところにはそのような意見があって、改善をするという方向でちょっと言っていたきたい。これから改善をしていただきたいと。新井副区長もいらっしゃるので、ぜひ、もうこれは、本当にあの指定管理者というものは議会が決定するので、やはりそれは責任を持って決定するということが議会の責任として求められるので、情報はできるだけ出していただけるようにということで、ご検討いただけたらと思います。よろしく願います。

○松永委員長

何かご意見は。

○鈴木委員

はい。結構です、それで。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党から願います。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

鈴木委員のお話にあったように、人件費のことはぜひ進めていただきたいと思います。賛成です。

○松永委員長

それでは、これより(5)第90号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(1) 第83号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

○松永委員長

次に、(1)第83号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○池田国保医療年金課長

では、私からは、第83号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。それではページをおめくりいただき、1ページをご覧ください。

初めに改正の理由でございます。子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、それに伴いまして、関係法令の整備に関する政省令が公布されたところでございます。国民健康保険制度におきましても、出産する被保険者に係る産前産後期間の保険料免除規定が創設されますので、品川区国民健康保険条例および条例施行規則を一部改正いたしまして、産前産後期間の保険料免除に係る規定を新設するものでございます。

新設する条項でございます。新旧対照表のほうには、13分の10というところの第19条の5、出産被保険者の保険料の減額というところと、12ページの第24条の5、出産被保険者に関する届出でございまして。また、条項の新設により、1ページの第14条の3、5ページの第15条の8など、賦課総額算定ほか限度額に関わる条項を改正する形になります。後ほど新旧対照表をご覧ください。

それでは説明のほうに入ります。対象のほうでございますけれども、対象は出産する被保険者でございます。

保険料の免除期間は、出産予定日の前月から予定月の翌々月までの4か月間になります。ただし、多胎妊娠の場合は、予定月の3か月前から6か月間となり、対象者の所得割および均等割保険料が免除となります。

こちらおめくりいただきますと、2ページに周知用のリーフレットがありますので、また後ほどご覧いただければと思います。

また1ページに戻りまして、費用負担のほうでございますけれども、こちらは国が2分の1、東京都が4分の1、区が4分の1ということになります。

施行予定日につきましては令和6年1月1日、実際には令和5年の11月出産をされた方からが該当という形になります。

なお、周知につきましては、区の広報紙やホームページなどのほかに、妊娠時の出産育児一時金支給決定通知送付などにご案内をさせていただき予定と考えているところでございます。

説明のほうは以上でございます。

3ページのほうですけれども、こちらが国民健康保険条例の一部改正でございますが、こちらは地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年1月1日に施行されることによりまして、国民健康保険料の所得割額算定に当たり、引用する地方税の条項、上場株式等に関わる譲渡損失の損益通算および繰越控除の各項の変更がありますので、品川区国民健康保険条例の関係規定を改めて改正するものでございます。なお、対象となる条項でございますけれども、第15条の第1項、それから第19条の2第1項第1号という形になります。後ほど新旧対照表の13分の3ページ、それと8ページをご覧くださいいただければと思います。

こちらのほうの施行予定日は令和6年1月1日ということになります。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おぎの委員

こちら新設の措置ですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

私のほうは1点だけ、質問というよりは希望なのですけれども、この届出を世帯主がしなければいけないということで、周知する方法、先ほどホームページや出産育児一時金支給などというときということでしたが、あと母子手帳交付時など、知らないでもらえなかったということがないように、広く広報に努めていただきたいと思います。リーフレットもこちらが参考例で、このようなものが区から出るということです。母子手帳が、これ品川区だと親子健康手帳になるのでしょうか。ぜひ周知に努めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○松永委員長

ご意見で。

○おぎの委員

要望です。

○松永委員長

ありがとうございます。ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○鈴木委員

今のことに関連してなのですが、これ申請をしないと免除にならないということなので、申請漏れがないようにということの取組が、今おぎの委員が言われたように、本当に大事だなと思うのです。例えば出産育児一時金を国保から出すことになるので、そここのところで、これが漏れていたら、何というのですか、この申請が漏れていますよというようなことや、そのような形で漏れない取組というのは、本人のところに申請してくださいというような形でできることが幾つもあると思うのですが、その辺のところの、もしも漏れてしまった場合はどのようにされるのかについて伺いたしたいと思います。

それから、これ費用負担が国と東京都と品川区ということで、国民健康保険料には反映しないということで、一般財源から出してということで考えていいのか、その点も伺います。

○池田国保医療年金課長

先ほど、この出産育児一時金の支給決定のときにご案内という話をさせていただきましたけれども、こちらの出産時の出産育児一時金支給決定の通知というところは、実際に出産する前に、直接払いや委任払いということで、先に医療機関と話をされて、それで今ですと50万円の支給になりますけれども、それを出産育児一時金を充てているというような形になります。そういったものが、出産後にレセプトが私どものほうに来まして、これだけ支給しましたということでの支給決定通知を出しますので、出産をされた方皆様に支給決定通知を出す形になりまして、その際に保険料の減免についてのご案内も一緒に同封ということを考えているところですので、恐らく漏れはないというような形があると思います。ただ、漏れがあるとすれば、海外での出産をされた方で、こちらのほうにそういった情報が来るのが遅い場合に、ただ、その方につきましても、ご自身で出産育児一時金の申請をされますので、それのご案内ということではできるかと思っております。

もう一つの質問です。財源については4分の1、区の一般財源からされるのかということをございますけれども、区の4分の1持ち出しという形になりますが、保険料の収納率との関係などにつきましては、こちらのほう保険料の調定自体が減りますので、特に関係はないです。ただ、財源としましては、区のほうでの4分の1の部分が負担という形になります。

○鈴木委員

分かりました。漏れはないだろうということなので、くれぐれも漏れがないようによろしく願います。

あと、これは健康保険法の一部改正ということで、今回も、国民健康保険も免除ということが出されたと思うのですが、社会保険のほうは、健康保険料と併せて厚生年金も、本人も事業主も免除されるということになっているのではないかと思います。それで免除されても、年金受給時は払ったこととみなして受給できるということで、社会保険のほうはなっているのではないかなと思うのですが、その確認をちょっとさせていただきたいと思います。それであれば、国民年金のほうも併せて、この健康保険に、社会保険に合わせてというようなことであれば、国民年金も免除にならないのかなと思ったのですが、その点はいかがでしょう。

○池田国保医療年金課長

今のご質問でございますけれども、実はこちらの出産時の保険料の減免につきましては、先に国民年金の保険料のやり方をまねしたというか、それを継承した形でやっております、実際にはもう2年、3年以上前から、国民年金の保険料については、申請によりまして、免除というような形をさせていただいているところでございます。

○鈴木委員

そうだったんですね。分かりました。

では、その国民年金については申請漏れがなく、免除になっているかということは、その辺のところも大丈夫なのかということ、もう国民年金で実証済みだと思っておりますけれども、申請漏れはないのかということが分かったら教えていただきたいと思います。

それと、今回は妊産婦の方は、妊婦、それから生まれてからは母親の国民健康保険料が無料になるということなのですが、生まれた子どもは生まれたと同時に均等割の、今未就学は半額になったと思うのですが、半額がかかることとなりますよね。子育て世帯の負担軽減、次世代の育成支援ということであっているのです、子どもの均等割も無料にすべきなのではないかなと思うのですが、それ

は国会では議論にならなかったのか、分かっていたらお聞かせいただきたいですし、この子どもの均等割の無料化という方向もぜひやっていくべきではないかなと思うのですが、区のほうとしてもそのようなことを声も上げていただきたいと思いますし、もし、国、そのような制度になっていないということであれば、区独自にでもできることではないかなと思うのですけれども、その点ぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長

まず国民年金の免除の申請についてでございますけれども、こちらのほうは国でやっているところでございます。実際には免除漏れしているかどうかということははっきり分からない状態でございます。

それとお子様の、要するに出生した後の保険料が、今未就学児までが5割減額という形になって、その後無料になるのかとか、年齢拡大の話とかということでのお話かと思うのですけれども、こちらについては、実際には、私ども品川区としまして、また特別区としまして、国の制度的なものでございますので、区長会通じまして国への要望は、昨年未就学児の5割軽減が決定したところではございますが、さらに拡大するようというふうなことでの要望は続けて出させていただいているところでございます。

もう一つ、品川区独自に軽減のほうどうかということでございますけれども、こちらの保険料の減免につきましては、再三言っていますように、一律に減免、免除することについてはあまりよくないということ、国のほうでそのような通知を出しているところでございますので、品川区としましては、その通知に応えまして、独自の免除というところは、現在のところは考えていないというところでございます。ただ、国のほうには、全体の形として要望は引き続き出させていただいているところでございます。

○鈴木委員

今の課長の答弁で、少し矛盾なのではないかと思うのです。だって、国のほうが一律にということなところで、ふさわしくないということなので言っているのだからやらないといいながら、区としては拡大を要望しているということなので、それはもう誰もが、もう本当に子どもの国民健康保険料の無料化というものは、自治体、首長の、そのようなところからもずっと要望し続けているのではないですか。課長会でも要望し続けていると思いますので、ぜひそれはご検討いただきたいと思います。それで、これはもう本当に産前産後というようなことでの母親のものなので、せめて子どもも無料ということは、それほど大したことではないので、この観点からしたら、ぜひ進めていただきたいと思います。それだけでなく、常に共産党としては、18歳までの子どもの国民健康保険料は無料化をということですとずっと求め続けているところですので、国にそれは求めているということなのですけれども、区独自に改めてやっていただきたいと求めておきたいと思います。

それから、18歳まで無料化するのに必要な財源はどれぐらいかということで、何回かこれまでも伺って、随分前は1億5,000万円という、たしかそのような額だったと思うのですけれども、今の段階で、18歳まで国民健康保険料を無料にするとしたら幾らぐらいかかるかということが、計算されていて分かったら教えてください。

○池田国保医療年金課長

はい。まずは国民健康保険料のことにつきましては、区としまして、課長会、区長会、それから特別区につきましても、引き続き国民健康保険料につきまして、減免についての拡大ということで、広く国のほうには要望させていただくような形になります。

それともう一つ、18歳以下の方の国民健康保険料の免除については、以前にお答えした1億5,000万円というところで、金額のほうは出していないところをごさいます。ただ、分かるところは、そのように出した時点よりも、国民健康保険の被保険者数は減っているというところ、それから来年度の改革がまたごさいますので、さらに減ることはあるかもしれません。そしてもう一つは、国民健康保険料の増額もあるかもしれません。ちょっとはっきりとしないところで、来年の3月ぐらいにはまた新しく積算したいと考えているところをごさいます。

○鈴木委員

これからも求め続けていきたいと思っていますので、ぜひ計算はしておいていただきたいと思います。

それで、本当に全国の市長会でも、ずっとこの子どもの国民健康保険料の無料化ということは、今課長が言われたように、どこでも求め続けているので、これはぜひ強力求めて実現をさせていただきたいし、区独自にも無料化ということを検討していただきたいということで要望させていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党から願います。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第83号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 第 8 7 号議案 指定管理者の指定について

(3) 第 8 8 号議案 指定管理者の指定について

(4) 第 8 9 号議案 指定管理者の指定について

○松永委員長

次に、(2)第 8 7 号議案、(3)第 8 8 号議案、(4)第 8 9 号議案の 3 件の指定管理者の指定についてを一括して議題に供します。

本件の 3 議案につきましては、障害福祉施設といたしまして、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○松山障害者支援課長

それでは私から、障害者支援課の所管施設、第 8 7 号議案、第 8 8 号議案、第 8 9 号議案の指定管理者の指定につきまして、ご説明をさせていただきます。

1、管理を行わせる施設は 3 施設ございます。まず、品川区立心身障害者福祉会館でございます。所在地は旗の台五丁目 2 番 2 号でございます。品川区立心身障害者福祉会館は、障害者自立訓練センター、障害児者相談支援センター、そして障害者地域活動支援センターという 3 つの事業を運営いたしまして、障害者の方の自立と社会活動への参加を促し、障害者福祉の増進を図ることを目的としております。次に、品川区立上大崎つばさの家でございます。所在地は上大崎一丁目 2 0 番 1 2 号でございます。品川区立知的障害者グループホームは 3 施設ございまして、上大崎つばさの家はそのうちの 1 つで、知的障害者の方への生活の場を提供することにより、地域社会での自立生活の助長を図ることを目的としております。そして、品川区立発達障害者支援施設でございます。所在地は上大崎一丁目 2 0 番 1 2 号でございます。発達障害者の方の相談や自立支援を行う成人期支援事業と、発達障害に特化した就労継続支援 B 型事業を運営いたしまして、発達障害の方の自立と社会参加への支援を行うことにより、発達障害者の方の福祉の増進を図ることを目的としてございます。

2、指定管理者候補者でございます。品川区立心身障害者福祉会館の指定管理者候補者は、社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。代表者および所在地は記載のとおりでございます。次に、品川区立上大崎つばさの家の指定管理者候補者は、社会福祉法人げんきでございます。代表者および所在地は記載のとおりでございます。品川区立発達障害者支援施設の指定管理者候補者は、同様に社会福祉法人げんきでございます。代表者および所在地は記載のとおりでございます。

3、指定管理期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までを予定してございます。

4、指定管理者候補者の選定についてです。施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定に基づきまして、公募方式によらず、現行の指定管理者を指定管理者候補者として特定して選定いたしました。

裏面をご覧ください。

候補者の選定に当たりましては、選定委員会を設置し、総合的に審議した上で、当該候補者を指定管理者として選定いたしました。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯についてでございます。別紙選定結果等報告書の 4 ページの

下段から6ページにかけましての記載のとおり、10月4日に指定管理者候補者選定予備委員会を行いました。選定予備委員会は4名の委員で行いまして、選定対象事業者から提出された申請書類および計画書類に基づきまして、今後の施設運営計画、過去の施設運営実績、財務分析などを基に、総合的に審査を行いました。

5ページをご覧ください。予備委員会での、各委員が総合的に評価した内容でございます。まず、品川区立心身障害者福祉会館でございます。生活介護におきまして、東京都重症心身障害児(者)の通所事業の指定を受けていること、行動障害のある方や医療的ケアの方の受入れを行っていること、また、障害者地域活動支援センターでは、手話に関連する事業におきまして、区内全体の障害者施策推進の取組を支えていることにつきまして、高い評価がされました。

6ページでございます。品川区立発達障害者支援施設についてでございます。就労継続支援B型では、目標工賃の達成や一般事業につなげた実績について高く評価がされました。次に、品川区立上大崎つばさの家についてでございます。地域主催のイベント等に積極的に参加しまして、日頃から地域との交流を深めている点について、高い評価がされたものでございます。

次に選定委員会でございます。選定委員会につきましては、外部委員2名を含めた4名で行いました。選定対象事業者のプレゼンテーション、ヒアリングのほかに、選定予備委員会の審査結果を踏まえつつ、今後の施設運営計画、過去の施設運営実績、財務評価を行いまして、指定管理者候補者を選定したものでございます。

7ページをご覧ください。選定委員会で各委員が総合的に評価した主な内容でございます。現場のニーズを把握しまして、独自事業として居宅介護事業所の開設を検討している点、また、手話通訳者の技術をレベルアップさせるために、障害者団体と協議の上で、全国統一試験の導入を検討している点が評価できるということでございます。

また、8ページをご覧ください。品川区立発達障害者支援施設についてでございます。発達障害者を支援する施設の中心的な役割を担えるよう、法人内事業のほか、関係機関との連携が提案されている点について、高く評価がされました。また、上大崎つばさの家についてでございます。高齢化・重度化する方への入所者の対応として、成年後見制度の勉強会を開催し、支援を丁寧に行っている点について、高く評価されたものでございます。

報告書の3ページにお戻りいただきまして、こちら総合的に評価した点ということで書かせていただいています。施設に即した具体的な選考基準に基づきまして、指定管理者としての適格性について総合的に審査し、評価した結果、3施設とも選定委員会におきまして7割を超える得点率となり、全会一致で指定管理候補者として適していると認められたものでございます。その下の理由でございます。まず、心身障害者福祉会館でございます。先ほどご紹介いたしました、生活介護での行動障害のある方、重度の障害のある方、医療的ケアのある方の多くの受入れのほかに、利用者支援につきましても、必要に応じて第三者委員が施設を訪問し、ヒアリングを行うなど、サービス向上に向けた取組体制が整っていることなど、今後も心身障害者福祉会館の設置目的に沿った施設運営が期待できるということでございます。次に、品川区立発達障害者支援施設でございます。先ほどご説明申し上げた就労継続支援B型におきまして、工賃アップにつながる取組を進めており、一般企業への就職につなげた実績があること、また、発達障害者を支援する施設の中心的役割を担えるよう、区内の連携体制の強化を提案するなど、今後も発達障害者支援施設の設置目的に沿った施設運営が期待できることでございます。そして、上大崎つばさの家でございます。区立グループホーム、法人立グループホーム、合計3施設を区内で運営いた

しまして、連携することでサポート体制が構築できていること、成年後見制度の勉強会を開催するなど、高齢化・重度化する入所者への対応を行っていることなどから、今後も上大崎つばさの家の設置目的に沿った施設運営が期待できることとございます。

資料にもお戻りいただきまして、6、今後のスケジュールでございます。指定管理者の指定につきましてご審議いただき、議決をいただきました後に、指定通知書を候補者へ送付し、管理運営等に関する協議を行いました上で、協定を締結する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

この3施設についても、特別な理由がある場合は公募によらずということで今回も公募せずに、これまでの事業者ということでの提案ですけれども、その特別な理由というものは福祉施設の継続性ということなのかなと思うのですが、それであれば、私は特別な理由というところに、その理由もしっかりと明記していただきたいと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

それから、現状の課題を捉え、将来を見据えた提案ということであったと思うのですが、それぞれの課題として捉えていることと将来に向けた提案というものは、具体的にどのようなことなのか、2ページのところの「はじめに」の下のところ、3施設についてこのように書かれているのですが、その点も伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

2点ご質問いただきました。まず、公募によらない理由についてでございます。品川区指定管理者制度に関わる基本方針および実施要領に基づきまして、現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することは合理的と認められている場合ということで、今回は、こちらのほうの理由での施設の採用をしております。

2点目ですけれども、課題と将来を見据えた提案ということでございます。まず、施設ごとにご説明申し上げます。

まず心身障害者福祉会館でございます。モニタリング評価の結果につきましては、生活介護や訓練等の稼働率、利用率の向上ということはもちろんなのですが、そのほかに、心身障害者福祉会館につきましては、移動支援従事者養成研修を年に1回実施しているところでございます。区内全体で移動支援従事者が不足しているという課題は、区としても、指定管理者としても、同様な認識でございます。同じ認識の下、指定管理者は移動支援従事者養成研修を年に1回から2回に増やして、従事者を増やしていきたいというご提案をいただいております。また、先ほどご説明申し上げましたが、法人として研修修了者の受皿として、居宅介護事業所の開設に向けて取り組んでいきたいというご提案をいただきました。居宅介護事業所というものは、実際にヘルパー事業所なのですが、ヘルパー事業所で移動支援の養成研修を修了した方を雇用いたしまして、移動支援の従事者を派遣するというものを将来的に行っていきたいというご提案をいただいております。また、手話関連の充実についても、課題として捉えております。手話の初級講座の人气が現在高く、抽せんになっていること、また、2025年にデフリンピックを見据えて、区と協働して手話を普及していくこと、また、先ほど説明しました手話通訳者の養成に当たりまして、全国手話統一試験の導入を図ることで、通訳者のさらなるスキルアップを支援して

いきたいというようなご提案がございました。

次に発達障害者支援施設でございます。こちら利用率の向上のほかに、発達障害者支援につきましては、関係者の連絡会というものがまだ発足されておりませんで、発達障害者支援施設のこの指定管理者の候補者からは、連絡会の発足ということでご提案をいただいております。区としても、横串を通して発達障害者の方を区全体で支援していきたいという、同じ認識を持っております。

最後に上大崎つばさの家につきましては、入所者の重度化・高齢化に伴いまして、社会福祉協議会と連携をして成年後見制度の勉強会を開催し、家族を含めたご本人への支援ということでご提案をいただいたものでございます。

3施設とも、区と同じ課題認識の下、区全体のことを考えていらっしゃるご提案をいただいたものでございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。心身障害者福祉会館から伺いたいのですけれども、今の移動支援のところでは、本当にぜひそうしていただきたいなど、もっと使いたくても人が足りなくて、実際使える時間まで使えないということをいつも伺っていますので、ぜひ移動支援の従事者を増やしていただいて、そのところで従事者の派遣をするというところで、ヘルパーステーションも開設をしていくということは、本当に期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

それから心身障害者福祉会館のところでは、生活介護で高度障害のある方、重度の方、医療的ケアの方を多く受け入れているということで書かれていたのですけれども、先日のモニタリングのところでは医療的ケアの方は何人くらいと伺ったときに、1人ということのご答弁だったのですが、高度障害の方や重症の方というのは、それぞれどれくらいの方を受け入れられているのか伺いたいと思います。

それからあと心身障害者福祉会館全体の職員体制というものが、どのような状況になっているのかを教えてください。専門職の職種別の人数、どのような専門職が何人くらい配置されているのか、看護師2名ということは報告の中で何度も出てきているのですけれども、全体の職員体制がよく分からないので、お聞かせいただきたいと思います。

それから、生活介護では2対1の加算体制ということで書かれているのですけれども、本来の基準というものは何対何なのか、そのところも教えてください。

○松山障害者支援課長

心身障害者福祉会館における利用者像と人数でございます。正確には少し難しいのですが、概要で申し上げます。生活介護、50人定員で、今現在47名の方が通所されているということでございます。医療的ケアが必要な方は実際1名ですが、そうですね、今20名ぐらいは重度の方が通所されています。高度障害の方は7名ぐらいただと認識をしております。

次に職員体制でございます。生活介護の場合につきましては、管理者が1名、それからサービス管理者1名、生活支援員が12名、看護師が2名、それからPT・OTが、非常勤ですが2名、あと栄養士が1名、嘱託員が1名ということでございます。また、機能の訓練につきましては、管理者、サービス管理責任者が兼務で1名、生活支援員のリーダーが1名と生活支援員が2名、看護師が1名、PT・OTは非常勤で5名、それからリハビリテーション員が、医師が1名、今のものが機能訓練ということになります。それから、あと地域活動支援センターのほうには、管理者が1名、リーダーが1名、指導員が2名、旗の台障害児者相談支援センターのほうですけれども、管理者が1人、拠点マネージャーが1名、相談員が非常勤含めて5名、それから高次脳機能障害の専門相談員が、非常勤の方で2名ということで

いらっしゃいます。実際の生活介護の基準につきましては、それぞれの障害支援区分に従いまして基準が決められているものでございます。ただし、心身障害者福祉会館につきましては、2対1を下回らないように、これまで努力を、区としても、指定管理者候補者としても、努めてきたというところでございます。

○鈴木委員

かなりの職員の方がいらっしゃるのだなと思ったのですが、そうするとトータルが、今ちょっと計算できなかったのです。トータルで何人ぐらいの方が、その心身障害者福祉会館の職員体制になっているのか、全体で何人ぐらいということをお教えいただきたいと思っております。

それからあと、心身障害者福祉会館の虐待の報告件数というものはあるのか、相談件数ですね。相談というものがあるのか、調査に入ったことというのはあるのかも、ちょっと伺いたいと思っております。

取りあえずそこで、心身障害者福祉会館は以上でお願いします。

○松山障害者支援課長

まず、虐待についての相談件数ですけれども、それはございません。いただいておりません。全体のはちょっと計算をしないとわからないので。

○鈴木委員

大丈夫です。相談件数がなくてよかったですと思っております。

それから、では次に発達障害者支援施設について伺いたいのですが、財務状況が第1次で24点というようになっているのは、これ赤字続きという、モニタリングで赤字になっていますよね。発達障害者の9月のモニタリングで、収支のところは赤字になっていたと。何か令和2年、令和3年、令和4年と毎年赤字だということ、モニタリングでは書かれていたのですが、そのような状況なので、その24点と、結構低い点数だと思ったのです。それで利用率もちょっと下がっていると思うのですが、その辺のところは、今後改善の見通しというものはあるのか、そのような場合というのは委託料が足りないとか、それを増やして補っていくことはあるのか、伺いたいと思っております。

それから、先ほど連携体制の強化ということで、様々、この発達障害に関わるところで連携していくということで提案をされていて、それを本当に進めていただきたいと思うのですが、具体的にどのような形で連携をしていくという提案なのか伺いたいと思っております。

○松山障害者支援課長

まず発達障害者支援施設の財務状況の評価についてでございます。こちらは施設というより、法人全体の財務評価になりまして、ただ40点中24点ということは6割、6割ということなので、過半数は超えているので、低いということではないかと思っております。安定して運営をしているものでございます。

発達障害者支援施設のご利用者の状況でございますが、発達特性によって、なかなか必ずしも通所が安定しないということがございます。季節的なものや、何かご家庭の事情だったり、ご本人の感情だったりするものに比較的左右されやすいという特徴がございます。ただし、この間はコロナのことがありまして、やはりコロナのことに対しまして、かなり過敏になっている方もいらっしゃることなので、利用率が少し低かったという状況になってございます。ただし、発達障害に特化したノウハウを備えている社会福祉法人げんきですので、そういった意味では、個人々人に対して、発達障害特性を踏まえたサービスや、あるいは作業内容といったものを工夫しているということでございます。

連絡会につきましては、法人内の施設のほかに、例えば発達障害に関わる方といいますと、就労関係

の施設、それからハローワークや就労支援センター、それから、今現在ひきこもり関係の方、あと生活困窮関係ということで、すごく幅が広いということでございます。なかなかこう、横串が通せなかったものですから、区内の連絡会というものを、発達障害者を支援する施設の中心的な役割として、ここが事務局になって連絡会を提案されているということでございます。

○鈴木委員

本当にこの連携というものはすごい大事なことだと思うのですが、このような場合は、何というのですか、品川区のほうから働きかけて、ここにそのようなことで担ってくださいという、そのような区としての方針というものが必要なのではないかなと思うのですが、発達障害者支援施設ぷらーすのほうからも提案という形になったのか、それとも区のほうから働きかけて今回の提案になったのか、その辺のところはちょっと教えていただきたいと思います。

それと、上大崎つばさの家のほうも伺いたいと思います。高齢化・重度化する入所者の対応ということなのですが、ここはたしか5人でしたか、定数が5名ですよ。その5名の方、若い方もいらっしゃるのではないかなと思ったのですが、高齢化されている人が多いのか、その辺の状況を教えていただきたいということと、それから、モニタリングで、利用者が安心・安全な生活が送れるよう、法人内、拠点内の虐待防止委員会に臨んだということで書かれているのですが、虐待防止委員会というものはどのように開かれているのか、また、虐待相談があったということなのか、その点も伺いたいと思います。

それから、この上大崎つばさの家の世話人の人員体制、その点についても伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、発達障害者支援施設の連絡会の提案についてでございます。区としても、発達障害者支援施設を、きちんと中心的な役割になるということを明示させていただきまして、その後、連携は必要だという認識は区としても持っておりましたので、モニタリング等では、発達障害者支援施設の現指定管理者である社会福祉法人げんきとは、その必要性に関しては協議をしてきたところでございます。今回、それを踏まえてご提案していただいたものと認識はしております。

2つ目は、上大崎つばさの家の高齢化の状況ですが、もちろん若い方もいらっしゃるのですが、5名のうちには高齢の方もいらっしゃいまして、グループホームの中で安定して、かなり長年お住まいになられ、入居されているというような方もいらっしゃいます。

それから上大崎つばさの家、ほかのところもそうですけれども、虐待防止委員会でございます。こちらは施設ごと、あとは法人内でも虐待防止委員会というものは設置されているものでございまして、その中では、虐待があったからということではなく、ヒヤリハット事例ですとか、あとは少し職員が、お互いに気になる事例ですとかを話していく、あとは、上大崎つばさの家ではあまりないと思われるのですが、例えば車椅子にベルトをするということも、身体拘束の1つとして、今国のほうは示しておりますので、そういった場合の状況や同意、ご家族やご本人に同意を得ているのかどうかなど、非常にきめ細かく事例検証も行うというところでございます。

それから世話人の状況でございます。世話人につきましては、非常勤複数名がいらっしゃるのですが、その中で、区立のほかの施設ですが、西大井福祉園のほうでグループホーム連絡会というものを、区内の区立、民間問わず、全員を対象に開いております、その中で世話人の方への勉強会というものを今行っているところでございます。世話人の方につきましては、資格が問われないので、支援のお気持ちがあっても、なかなかスキルとして支援が適切かどうかというところは、実際のプロの支援者

が世話人に対しての勉強会を行って、区として、区内全体で資格を持たない方のスキルも上げていくことで、ひいては入居者が安定、安心して暮らせるようにしていこうというもので、ずっとそれは継続しているものでございます。

○鈴木委員

世話人について、この資格を問われないということが、もっと本当にきちんと資格が問われるべきなのではないかなとも思っているのですが、結局この勉強会というものがその中でされているということは評価されるものですが、上大崎つばさの家では非常勤の方ということで、人員体制としては、有資格の方はいらっしゃらなくて、資格のない方が世話人の勉強会などに参加をされながら、このつばさの家で世話人をしていただいているという、そのような状況なのか、最後その確認だけお願いします。

○松山障害者支援課長

世話人の状況でございます。世話人は、職員体制の中で夜間支援を含めまして8人の方がいらっしゃいます。その中で常勤が3人、それから非常勤が5人という人数でございます。その常勤の方の中には、介護福祉士の資格を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。ただ、国の基準上、世話人としては有資格者でなくてもできるという基準になってございます。

○鈴木委員

結構です。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

○ひがし委員

私からは、選考基準に基づく採点表についての質問をさせていただきたいと思います。まず先に、議会といたしまして、1人100点として4名で計算して400点、そしてその評価の点数を決めているものというのは、この後ろに別紙である指定管理候補者選定基準の評価項目と配点のところという理解でよろしいでしょうか。それがもしこの内容でいいとしたら、財務状況の評価の、この1人持ち点の10点分というものは、その別紙についてのどの項目に当てはまるかということも、併せて教えてください。

○松山障害者支援課長

選考基準についてでございます。こちらのほうにつきましては、報告書については財務状況等の評価というものを加えさせていただいているのですが、こちらの評価項目の配点につきましては、もちろん、これ以外100点満点ということで、1人100点満点ということで評価項目をつくっているものでございます。財務状況につきましては、その100点以外のところで、ここの別添えですね。別添えのところには記載がないのですが、評価項目としては、財務状況等評価というものを加えているものでございます。

○ひがし委員

そうなってくると、1人が100点満点で評価をしての、提案内容評価のところの360点のようなところは点数が合わないと思うのですが、ごめんなさい、もしかしたら皆さん違うかもしれないのですが、採点表というところも100点というものは、1人の持ち点の100点というものは、この別添えのところの表記されているところの100点で評価されて、それでここに合計されているのかなど。

○松山障害者支援課長

この別添えの中の3「管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること」の中の、「福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか」、この中に、含まれていました。

○ひがし委員

ありがとうございます。恐らくそうかなと思って、前提として、100点の評価表が、言葉が少し違って、採点表というものと、この評価・配点と書いてあったので、これがまざリンクしているかということを確認したかったということと、その中で経営のところに関わることは、幾つか質問項目の中にあるので、この10点というところがどこに当てはまるかなということを確認したかったので、質問させていただきました。それで、福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているところの10点が、1人持ち点10点、それで4人がいるから満点が40点ということで評価をされている。それが6割取られて、げんきのところは24点になっているということの理解をいたしました。

前回、指定管理全般のことと言わせていただいたのですけれども、今のところというと、この点数というものはすごくよく分かりやすく、大体平均6点ぐらいで出ているのかなというところで把握ができるのですが、ほかのところの項目が満点の360点にまとめられてしまっていて、どこが高く低いのかというところの理解ができないということが現状でありまして、特に気になるような項目でいくと、家族の要望・意見を酌み上げるものとなっているかというところの点数が、では細かいところは分からないよねというところであったり、指定管理料が適正ですかというところの点数も本当に見えてこないところだと、なかなか評価と意見が見にくいのかなというところで、要望といたしましては、ここの内容というところもきちんと細分化をして、大体平均何点でした、一人ひとりの点数までいいので、せめて4人の中の平均の点数というところを示していただいたほうが、どこの項目が高い、低い、そしてご意見というところも出せるのかなというところなので、全ての指定管理のところの項目にかぶるところなので、そこについてはぜひ出していただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

委員ご提案の、平均点というような表記の仕方についてでございます。このシート自体が区全体のもので、品川区指定管理者制度の活用に関わる規定がございまして、その中で公表している、公表するとされている項目が定められておりますので、区全体の課題ということになろうかと思っております。独自に福祉部だけ、あるいは課だけということではならないのではないかと考えております。そのところ、企画のほうには伝えていこうと思っております。

○ひがし委員

もう1点聞かせていただきたいことは、品川区で統一して、この評価の基準を使われているということだったので、ほかの区のところなどを調べてみると、点数の差がなかったり、項目が少し違ったりという市などもあるのですが、これは東京都全体でこの項目を使っているのか、それとも品川区がこれを使っているという理解だったとすると、配点のところなど、なぜこの点数が高いのだろうかという気になるところがあるので、この項目というものはどのように決められているのかということもお伺いします。お願いします。

○松山障害者支援課長

まず、区全体で品川区の指定管理者制度活用に係る基本方針、あとはその実施要領というものがございます。ですから、東京都ではなく、品川区として決めている、大枠決めているものでございます。そ

れからあとそれぞれ、福祉施設に関するものということで、福祉部としてこの評価項目を決めているものでございます。

○ひがし委員

ありがとうございます。区が決めているということで理解をさせていただきますと、この内容の項目について、例えば5点のところがあったり、10点のところがあったり、15点のところがあったりと、確かにこの15点が入っている経営の実績などというところはすごく大切な項目だから15点なのだろうなということは理解しているのですけれども、逆に言うと、家族の要望・意見などのところの5点は、やはり区民の方々の声を聴くという立場からすると、もう少し点数あってもいいのかなというところがあるので、項目などが区で決められるということであれば、その内容というところも、今までずっとこれでやっていたからこれだよねではなくて、内容というところも、では全部5点だけれども、例えば経営の点数のところは3個ぐらい項目があつてなどという評価の仕方などもいろいろ検討できるのかなと思うので、自分が見てみたときに、ここはなぜこの点数なのだろうというところや、その点数が、では何点だったのだろうということを見たくても出てこないなどというところがあったりすると、もちろん公平にやってくれているということは理解しているのですが、さらに出すことによって、その公平性や開示されているという情報のところがしっかりと区民の方々、また議員としても復元ができるかなと思いますので、今お伝えした、その点数のところをしっかりと出していただくというところと、この評価の内容というところの見直しも含めて、今後も検討していただければと思います。こちらは要望で終わります。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

今回公募方式によらず、現行の指定管理者を選定されたということで、その品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定に基づいたということなのではございますけれども、まず確認として、これ今回の3施設の指定管理者は、今まで、今までというか、令和6年3月まで、5年間今までやっていたということによろしいのでしょうか。

○松山障害者支援課長

それぞれの3施設の指定管理期間でございます。現指定管理期間としては、どの施設も平成31年4月1日から令和6年3月31日までということになっております。心身障害者福祉会館の場合は、その5年間で第1期ということになります。上大崎つばさの家、発達障害者支援施設の場合は、2期、10年間ということでございます。

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針が令和3年度に改定されまして、15年間は公募によらず、理由がある場合は継続、そのまま公募せず、公募によらずに指定管理者としての選定ができるという規定がございますので、その規定に基づきまして行っているものでございます。

○筒井委員

私が聞きたかったことが、何かその基本方針によると、公募によらない場合は連続して10年を限度とすると書いてあるのですけれども、この制限は、令和4年度末に指定管理期間の施設に対して適用するというので、今回、今おっしゃられた施設は適用に入らないということなのですが、では、次回はこの適用にかかるということなのですか。それとも、令和4年度末に指定管理期間の終期を迎える施設以外はずっともう、ずっと延長できるということなのですか。

○松山障害者支援課長

基本方針によると、15年までということで指定期間としてはされております。そのため、心身障害者福祉会館については、第1期目は終了したということで、あと2期、3期が残っているということでございます。上大崎つばさの家と発達障害者支援施設については第2期まで終了しているので、第3期分、あと5年過ぎれば15年たつので、そのときは公募するというところでございます。

○筒井委員

分かりました。逆に言うと15年まで延長できるということで、その指定管理者の方も、15年までできるのかなという期待を抱かれてしまうのかなという、今回きちんと選考などしておられるので、緊張感を持たせることもできるのですけれども、もう指定管理者の運営側も、どうせ15年できるだろうというように見込んでしまうのではないかと感じてしまうのではないかなという懸念があるのですが、もうその点の歯止めというか、それについてのご見解はいかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

今回の指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日という5年間でございますので、また議決いただければ、5年後にはまた予備委員会、選定委員会ということで、外部の有識者も入れてきちんとご審議いただいて、指定管理者候補者として選定し、議会でご審議いただいた後に指定議決を得るということになっておりますので、委員おっしゃられるように、やはりそこでのプレゼンテーション、ヒアリングも、今回のように5年ごとに行っていく、区としても指定管理者が施設の目的に沿って行えるように、両方で確認をし、またよりよいサービスができるようにしていくという仕組みになってございます。

○筒井委員

分かりました。その辺り、ぜひよろしく申し上げます。

ちょっとまた逆説的になるのかもしれないのですけれども、その15年たってまた公募をかけなければいけないという状況があるかと思うのですが、結局それ公募で集まる指定管理者の方が現れるのかという、5年後のことなのでどうなるか分からないのですけれども、区としてほかに何か当てがあるというか、何となくこのような事業者があるなというような想定、5年後もし公募に応じなかった、集まっていなかった場合というのは想定などされているのでしょうか。

○松山障害者支援課長

公募においての区としての取組についてでございます。区としては、公募ということでは、本当に全国的に公募をし、よりよいサービスができる事業者にやっていただきたいということでございます。そのためには、やはり指定管理、あるいは品川区を魅力的に、今、実際にこの事業をやってみたいというような事業者が今後でてくるように、やはり私たちもサービスの向上を図っていくという必要がございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

要望なのですけれども、先ほどひがし委員の評価基準や配点についてのことにやはり提案内容の評価のところは360点というところですので大きいとあって、ボリュームがあつて、財務状況は40点切り分けられていますけれども、もう少しこの提案内容の360点のところを切り分けて、地域交流とか、利用者対応とか、そのように分けていただいたほうが分かりやすいのかなというところと、あと何とい

うのですか、最低基準といいますか、要は、例えば地域交流は10点だけれども、事故、事故・虐待・感染症対策の防止の安全配慮というものはゼロ点だとしても、結局それで平均したら5点になってしまうというか、そのようなところで当然、例えばそのような事故防止や安全配慮がゼロ点だったら、適格外になって採択できないような状況になってしまうと思うので、評価項目を分散していただいて、そこに最低基準値を設けるようなことをしていただいたほうが、これだと本当に点数だけで積み上げになってしまうと、ちょっと全体像が見えない、どこにこの施設に課題があるかということが見えないし、低いところは、指定に当たって最低限こういったところを見直すようになどということ、この報告や法人に対しても申し添えて、確認して、その改善を取り付けた上でというような段階を踏んでいただきたいと思うので、そういったことも含めて、ぜひご検討をいただければと思います。要望で終わります。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○おぎの委員

先ほどの評価項目の表のお話を聞いていて、1点ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、配点で5点、10点、15点とばらつきがあるという点で、これ、例えば3番の「福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか」、5点掛ける2となっているのですが、これはこの1行にまとまっていますけれども、実際私見たことがないのですが、評価項目としては実は2項目あってということではなく、単純にこれ重要だから2倍しているということの認識でよろしいでしょうか。

○松山障害者支援課長

それぞれ項目について、重要だと思われるものについて2倍ということになっております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第87号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第87号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第88号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○ひがし委員

賛成します。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第88号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第89号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第89号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(6) 第91号議案 診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起について

○松永委員長

次に、(6)第91号議案、診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○豊嶋生活福祉課長

では私より、第91号議案、診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起についてということで、生活福祉課、それから国保医療年金課連名の提起についてご説明させていただきます。

まずこちら、概要でございます。令和2年2月27日に厚生労働省が実施いたしました、適時調査というものがございます。当該病院について調査を行ったところ、平成28年6月分から令和2年1月分までの間、不当に診療報酬等を受領していたことが明らかになりました。本件は、令和4年9月に東京都福祉保健局からの通知により、品川区が知ることとなりました。この令和2年から令和4年の2年間については、当該病院と東京都において、返還についての協議等々が行われていた関係で、ちょっと時間があったというものでございます。そして、この令和4年9月に品川区が知ることになりまして、その後区は不当に受領した診療報酬等について速やかな返還を繰り返し請求してまいりましたが、現在未返還のままでございます。こうしたことから、区は早期解決を目指しまして、不当に受領した診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟を提起することといたしました。なお、こちらは品川区以外にも、同じ状態の区が、自治体が複数ございまして、23区でご説明いたしますと、国保分、それから生保分、それぞれ別々でございますが、国保については23区中12区が該当しております。生保については23区中9区が該当しておりまして、これは23区にとどまらず、東京都、それから東京都以外の他県につ

いても、同様の事例が多数報告されているものでございます。

2番、訴訟の当事者、こちら原告品川区になりまして、被告は当該病院ということでございます。

訴訟の目的額でございます。生保分、それから国保分を合算いたしまして、1,821万4,921円、こちらが不当分ということで、今回訴訟を提起する金額となります。なお、こちらは、23区で先ほど申し上げた複数区が該当していることから、現在各区において訴訟の議案をご審議いただいている最中でございます。品川区も、こちら特別区人事・厚生事務組合の法務部が集団提訴することを現在準備しておりますので、こちらのほうに、ご議決いただいた後に、集団提訴で品川区も参加するという方向で考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

多くの自治体に関わるというか、被害というか、このような状況になったということなのですけども、この当該病院は、ホームページを見たら189床ということであったのですが、これは189床の病院全体がこのような形になっていたのか、1つの病棟だけということなのか、ちょっとその辺の状況が分かったら教えていただきたいということが1つ、それから、品川区は国保と生保が、両方で請求するということなのですけども、何人くらいの方がこの病院に、国保、生保、それぞれ入院されていたのかお聞かせください。

それから、これが令和2年1月までの間、看護職員の人員配置基準は満たさなかったということなのですけども、それ以後は解決して満たした状況で、運営されているということなのか、そのところも伺いたいと思います。

それで、東京都の保健福祉局から、ずっと協議をされていて各自治体に通知することが遅れたということなのですけども、協議が行われても、これだけ、何というのですか、不正請求をしていたわけですよ。それが返還しないということは、病院側の理由としては何かあるのか、その点についても伺います。

○豊嶋生活福祉課長

はい。生活福祉課長から、生活福祉課分についてご報告いたします。まず病床についてでございます。どこに該当するかということは、そこまでは把握はできておりません。人数については、生活福祉課分については2名の方が入院をされておりました。現時点では、1名の方は既に退院をされておまして、1名の方は現在も入院中でございます。

こちら令和2年2月以降、解決したかどうかということでございますが、こちらもともと夜間の看護師が4名か5名以上かによって請求する金額が変わるというものでございます。要は5名以上であれば、プラスアルファの加算分を要求していいというものでございますが、この当該期間の間、4名しか看護師が配置されていなかったにもかかわらず、5名以上6名分ということで請求をしていたものというようなものでございます。現時点においては4名分の請求が上がってきておりますので、そこについては2月以降に解決しているものでございます。

生活福祉課からは以上でございます。

○池田国保医療年金課長

国保の被保険者につきましても、2名の方が入院していたというような形での返還請求という形になります。

○鈴木委員

そのような形で、実際加算されていないのに請求していたという不正請求なのに、なぜ返還命令に応じなくて、長い間、9月に返還命令に応じなくて、このような民事訴訟にせざるを得なくなったのか、その病院の言い分というか、何かそのようなものはあるのか、伺いたと思います。

それから、民事訴訟を起こした場合というのは弁護士費用がかかってくると思うのですが、それは多分勝訴すれば相手側が弁護士費用も払うということになるのかなと思うのですが、区の負担というものは生じるのか、その点も伺いたと思います。

○豊嶋生活福祉課長

この間において、病院が請求額に応じなかった件でございます。病院からは、この間ちょうどコロナの時期と重なっております、病院の経営が非常に極めて厳しかったというような報告を、東京都を通じて聞いているものでございます。

もう1点、訴訟費用についてでございますが、こちらについては、今後ご議決いただいた後に集団提訴という形になるかと思っておりますので、その辺りは手を挙げる他区、それから東京都と十分に協議していきたいと考えております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

ちょっと確認なのですが、時効はいつまでということはお分かりでしょうか。

○池田国保医療年金課長

こちらのほうでございますけれども、請求してからの時効については、これは民法第703条ということで、10年間になります。

○やなぎさわ委員

あと、実際その報酬の返還分プラス、例えば損害遅延金のような形の請求もされるご予定でしょうか。

○池田国保医療年金課長

はい。遅延金についても、請求について考えているところではございますけれども、こちらのほうも各区統一でというようなことも、課長会のほうでは申合せをしているところでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第91号議案、診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時55分休憩

○午後1時00分再開

○松永委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、傍聴者より写真撮影の申請がございました。

先ほどお諮りしたところ、冒頭での写真撮影を認めるということでございますので、冒頭のみ写真撮影の許可をいたします。

それでは、申請者の方、よろしく願いいたします。

〔写真撮影〕

○松永委員長

ただいまより厚生委員会を再開いたします。

(7) 第94号議案 指定管理者の指定について

○松永委員長

(7)第94号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○若生健康課長

それでは私から、第94号議案、品川区立健康センターの指定管理者の指定についてご説明をいたします。

資料のほうですと、1番、管理を行わせる施設は、品川区立品川健康センターおよび荏原健康センター、所在地はご覧のとおりでございます。

2番、指定管理候補者ですが、名称は住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体、代表者は住友不動産エスフォルタ株式会社代表取締役、内木場浩二、所在地は東京都新宿区西新宿三丁目1番4号、共同事業体の概要でございます。①番の住友不動産エスフォルタ株式会社は、設立が昭和61年9月、従業員は757名、事業実績では、すみだスポーツ健康センター等、他自治体での指定管理者の実績が豊富でございます。続いて、②番の株式会社NTTファシリティーズ、こちらは設立が平成3年10月、従業員数は5,100人、事業実績は、大田区総合体育館などの維持管理に係る指定管理者として、数多くの実績がございます。

続いて3番、指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

4番、指定管理候補者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式による事業者を選定いたしました。公募の結果、5者からご応募いただき、指定管理者候補者選定委員会において総合的に審議した結果、同事業体を選定いたしました。

続いて5番、指定管理者候補者の選考までの経緯でございます。こちら報告書のとおりでございますが、本年7月11日に公募要領を公表しまして、7月21日まで応募受付期間と指定しました。応募事業者向けに、7月25日から27日までに説明会および現場見学会を開催いたしまして、その後、9月8日に選定予備委員会、11月10日に選定委員会を開催し、当該事業体を指定管理者の候補者と選定したところでございます。

選定理由につきましては、別紙報告書の3ページのほうお開きいただければと思います。選定理由、以下6番に記載、下のほうにございます。1つ目、安全・安心に基づく施設運営を基本としまして、区民の健康増進につながる具体的かつ実現可能な提案が実施されている点、2つ目は、利用者の利便性向上や、多様なニーズを踏まえた新たなサービス提案がされている点、3つ目は、環境負荷低減に関する取組に意欲的で、独自の省エネ技術の導入により、CO₂の排出量や光熱水費削減に大きな効果が期待できる点、そして4つ目は、他自治体で豊富な実績があり、かつ財務基盤も良好で、将来的にも安定したものが期待できる点、以上の4点が主な選定の理由です。

選定経過につきましては、報告書の4ページ以降に詳しく記載してございます。適宜ご覧いただければと思います。

資料の1枚目の裏面にお戻りいただきまして、6番、今後のスケジュールです。本件指定の議決をいただきました後、指定管理者に指定通知を送付いたしまして、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結する予定でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

プロポーザルで5事業者からの応募があったということなのですが、どのような事業者なのか、全て株式会社なのか、また、今やっているところは大手ですが、そのところをお聞かせいただきたい

と思います。

それから、事業費としての提案というものはあったのか、現事業者より高い事業費となるということが提案としてあったのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、3ページの選定理由のところ、利用者満足度の高い施設運営が期待できるということで書かれているのですけれども、この満足度、利用者の満足度調査などはされているのか、そこもお聞かせください。

それから、区民の健康増進につながる具体的かつ実現可能な提案ということもあるのですけれども、これは具体的にどのようなことなのか、そのこともお聞かせください。

取りあえず、以上お願いします。

○若生健康課長

まず、公募事業者が5者あったところで、どういった事業者かとか、大手かというところでございますが、一応選定事業者につきましては、名称も含め、選定事業者以外は非公表ということになってございますので、どういった企業かということも含めて、公表できないことになってございます。

続きまして、2点目の事業費の関係でございます。事業費につきましては、5年間の経費の見積書を頂戴しているところございまして、現状の事業者における経費と比べてどうかというところでございますが、各社とも、これは今回の選定事業者も含めてなのですけれども、やはり人件費等かなり上がってきているところから、各社、全ての事業者とも、若干高めに設定をされてきているところでございます。

それから利用者満足度の調査につきましては、これはこれまでも指定管理の事業者、毎年報告書のほう提出いただくことになっていまして、それと併せて、毎年利用者アンケートというものを実施しております。その結果も含めてご報告いただいているところでございます。また、モニタリングの調査の中で、これは中間評価というか、第三者評価のほうで、満足度調査をされている、直近ですと令和3年度に行われているところでございます。

それから最後、区民満足度です。区民の健康増進につながる、具体的かつ実現可能な提案というところの内容でございます。こちらについては、そもそも事業者についてはこれまでも取り組んでいただいているところなのですが、気軽に楽しく利用できる施設といたしまして、フリー料金、これは品川健康センター500円、荏原健康センター400円、このフリー料金内で、初めての方でも気軽に参加できるスタジオプログラム、こういったものを拡充していきたいということや、また、運動習慣の継続を促す取組といたしまして、今やっているポイントカード、ポイントを来店するたびに加算するというような取組、あるいは体組成計などの測定器のリニューアル等を予定していると。それからコース型教室、これは非常に利用満足度も高い内容のものなのですけれども、こちらについては、利用者の方、非常にご要望や声のほう細かく拾って、それを更新、リニューアルのときに反映していくというようなことで、提案のほうされているところでございます。そういったところも含めまして、これまで以上に区民の健康増進につながる具体的かつ実現可能な取組というところを判断したところでございます。

○鈴木委員

事業費なのですけれども、この事業費が、安い提案というようなところは、選ぶ基準として加味されることがあるのか、その点を伺いたいと思います。

それから、あとこの会社は大手なので、従業員というものはすごい人数いらっしゃいますけれども、このところでの、健康センターでの人員体制というものは、どのような方がどれぐらい配置されている

のか、モニタリングで、やはりこのところでも人件費というものが無いのですが、人件費というものは、事業運営費というのが2億円を超えてかかっているのですけれども、そして指定管理料というのが1億1,500万円ぐらい出ているのですが、人件費というものはどれくらいになるのか、それから事業運営費の何%ぐらいになるのかもお聞かせください。

それから、指定管理者の利益というものはどのような状況になるのかも伺いたいと思います。

あとインストラクターは正規の職員でやっているのか、その点もお聞かせください。

○若生健康課長

まず事業費についての評価への反映なのですが、やはり経費の部分で、基準よりも低く設定している場合は、それについては評価が高いほうに、その点数によって、安ければその分評価は高いというようなことで点数を出しているところでございます。

それから人員体制ですが、こちらは常勤の職員体制で申し上げますと、まず住友不動産エスフォルタのフィットネスジムの運営では、品川健康センター、荏原健康センター合わせまして、8名の常勤職員を配置するというようになっております。それから、施設の維持管理のNTTファシリティーズのほうですが、こちらは非常勤になるのですけれども、統括責任者1名を配置するというところと、あとはその施設の維持管理の現場責任者が1名常駐するというようなところ、それ以外のところは外部委託にはなるのですけれども、設備員ですとか、日常の清掃員、警備員、駐車場管理員等々は、適切な形で、空気がないような形での配置をしているところでございます。

それから事業者の利益についてですが、こちら健康センターの指定管理も利用料金制というものを取っております。ですから、健康センターの利用者のほうから一定料金を頂きまして、そちらについては事業者のほうの収入になるというところでございますが、そのうち区のほうで想定される収入額を、収入基準額というものを毎年設定させていただいております。そこを実際の利用料収入が上回った場合は、上回った額の、今だと2割、現事業者については2割を還元いただくというようなことで協定を結んでおります。昨今、ちょっとコロナ禍で、数年間はそういった還元が出ていない。むしろ、区のほうで補填をさせていただいているような状況ではあるのですけれども、今後、今年度以降は、見込みとしては利用料のほうに戻ってきておりますので、還元も一定程度出てくるということで見込んでいるところでございます。

それからインストラクターのほうは、これは正規かどうかというところですが、インストラクターについては、当面非正規、正規の職員というか、常勤の職員がインストラクターを兼ねるということはないです。ただ、教室の責任者というところは常勤でやっているところでございます。

○鈴木委員

そうすると、この株式会社が、基準額としてこれだけはこの株式会社の利益として保証されます、さらに上回った額の2割という、そのようなことなのでしょうか。その基準額というものは、基準額の中身と、それから基準額というものが幾らぐらいになるのか、分かったら教えていただきたいと思いません。

それと、住友不動産エスフォルタとNTTファシリティーズで、これ一緒にやっているのですけれども、これは事業面のほうは住友不動産エスフォルタがやっていて、施設の維持管理をNTTファシリティーズがされているということなのですか。そうすると、これは2社でやらないとできないというものなのか、ちょっとそのところは、住友不動産だったら施設の維持もできるのではないのかなという思いがするのですけれども、それは、なぜこの2社が一緒に管理するというところになっているのか、

その点も伺いたいと思います。

○若生健康課長

失礼しました。先ほど答弁漏れがございまして、人件費の割合のところなのですが、こちらについては、住友不動産エスフォルタのほうは、人件費の比率が34%というように聞いております。実際に、費用に対しての人件費というところについての正確なところは出してはいたのですが、自社のほうの人件費比率といったところも34%というようなところは聞いております。それから、すみません。NTTファシリティーズのほうは、人件費比率が、会社としてまだ出ていないということで、資料が手元にありません。

それから収入基準額についてですが、こちらについては年度当初の協定のほうで積ませていただいて、利用料金に対して、利用人数のほうを当初見積もりまして、それに対してどのぐらいの来客が見込めるか、どのぐらいの利用があるかというところを、区のほうである程度算定しています。そこは事業者と協定を結ぶという形なので、協議しまして決定をしているというところがございます。基本的に収入としては、このフリー利用の料金と、あとコース型利用料金、それからその他自主事業の利用料、自主的にやっている事業については、特段区のほうの収入基準額には含めていないというような状況でございます。

それから事業体の、これは共同事業体で、2社でやらないとできないのかというような部分でございます。こちらについては、この健康センターの指定管理、こちらがやはりかなり多岐にわたった業務内容、清掃や警備、それから施設の修繕と、そういったところ、維持管理等も含め、そのようなところは例えばビルメンテナンスというようなところに精通している、そういった事業者でないとなかなか難しい部分がございますので、なかなかフィットネスジムを運営するような事業者が、そこまで1社でやるということは、技術的に難しいというところで、指定管理の基本方針のところ、事業の内容によっては共同事業体とすることは妨げないということになってございます。そういった形で、健康センターの場合は運営していることとなります。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

まず本件の指定管理の選定に当たって、その利用料金500円にするということは区側の求める要件だったのか、それともそういった条件をつけずに公募をかけたのか、その辺り、利用料金についてどういった条件や評価でこれが行われたのか、ご説明ください。

○若生健康課長

利用料金の設定に関しましては健康センターの条例で規定しておりまして、その条例に基づいて事業を実施しているところでございますので、こちらについては指定管理の公募の要領にもその表記のまま、これは条例を改正しない限りは、利用料金というものはそのまま500円、もしくは400円というところで設定させていただいております。

○筒井委員

分かりました。ではその利用料金という前提の下、皆さんプレゼンをやったということだと思うのですけれども、今回決まった住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体ということで、NTTファシリティーズ、特に財政状況もよくて、資本金124億円、従業員数5,100人ということで、かなり大手なのですが、今回ほかの応募してきた事業者も、会社の規模というか、NTTファシ

リティーズと匹敵し得るぐらいの大手企業というものは応募されたのでしょうか。

○若生健康課長

ほかの応募事業者の財政、規模ですか、そういったところになります。ちょっと具体のところは申し上げられないところなのですけれども、やはりこれだけの施設を運営するには、それなりの事業規模のところですか、体力というか、財務的にもしっかりした事業者でないと、なかなか手を挙げてこれられないところがございますので、各社ともに、比べてどうかというところはあれなのですけれども、それ相応の規模を持った事業者のほうがご応募いただいているというものでございます。

○筒井委員

分かりました。あと会議要旨などを見ると、環境、CO₂排出量とか、光熱費削減とか、そうした環境配慮ができるかどうかということがポイントになったのかなと思っているのですけれども、今後、例えば品川健康センター、荏原健康センター、その施設を環境配慮型のものに改修していくということも想定しての、こうした環境配慮にポイントを置いたというようなことなのでしょうか。

○若生健康課長

環境配慮については、この基準の中でも、この施設のところの環境負荷の低減というところでもうたわせていただいて、区としてもここは重視して審査したところではございます。今後施設の更新、こういったところについては、これは区有施設でございますので、当然今後環境に配慮した形での施設の取組というところは、健康センターも例外ではないところです。健康センターについては、もう荏原健康センターのほう今移転して、仮という形で運営はしているところで、一定程度環境に配慮した形にはなっているのですが、品川健康センターのほうは、従来建ててから24年くらいが経過していて、それなりに施設も傷みが出てきているところで、今どういったところを直したらいいかですとか、改修、大規模改修するのかどうかというところを、これは施設整備所管と今検討しているところでございまして、いずれにしても、そういった環境配慮、現有施設でどれだけの配慮した運営ができるかというところを、まず今回の審査では、そこを視点に置いて審査したというようなところでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○ひがし委員

賛成します。

○鈴木委員

共産党としては反対です。区民の健康に関することは、利益を追求する株式会社はなじまないということに反対です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第94号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(8) 第76号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

○松永委員長

最後に、(8)第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○若生健康課長

それでは、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算資料のほうの14ページをお開きください。

4款衛生費、第1項保健衛生費、1目健康推進費につきましては、2,640万円を追加し、27億1,247万3,000円とするものです。

右側15ページの説明欄をご覧ください。

保健衛生助成金では、公衆浴場物価高騰対策支援金として、2,640万円を追加するものでございます。

続きまして、厚生委員会資料のほうをご覧ください。

1番、事業目的です。昨年度から依然として続く、物価高騰の影響を特に受けている市内の公衆浴場に対し、経営の安定を図るとともに、区民の入浴の機会を確保し、もって保健衛生の向上に資することを目的として実施するものでございます。

2番、事業内容です。申請日時点で営業しており、かつ令和5年度末まで経営を継続する意思がある、品川区公衆浴場商業協同組合に加入している公衆浴場に対して、一月当たり10万円を交付いたします。交付対象期間は、令和5年4月から令和6年3月までの12か月間で、休業している月は除きます。浴場から申請書をご提出いただき、まとめて一括で支給を予定しております。

3番、補正予算額は2,640万円、区内22浴場へ、1浴場当たり最大120万円を交付いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

この期間が今、令和5年の4月から令和6年の3月までということなのですが、これまでもされていたと思うのですが、これまでされていた期間というものは、令和5年の3月までだったということなのですか。その確認をお願いしたいと思います。

それと、東京都の公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助というものがあると思うのですが、これはこれで東京都に申請して、品川区の支援金とは別に受け取れるという、そのようなことなのでしょう。その東京都の制度との関連をお聞かせください。それで、東京都は年間16万円、16万円ぐらいでしたか、その東京都の制度そのものも教えていただけたらと思います。取りあえず伺います。

○若生健康課長

公衆浴場への支援、こちらは同等の補助を昨年度も、12月の際に補正予算のほうで提案させていただきました。その際も、令和4年4月から令和5年3月分までということで、12か月分、休業月は除くという形で、同様の形で支給をしてございます。それで引き続きということになってございます。

それから東京等のほうの支援金との関係でございますが、東京都も今年度の補正予算のほうで、上限1浴場当たり16万2,000円ということで支給してございます。この中で計算式のほう見ますと、他自治体からの燃料費補助に相当する補助金額を除くということになってはいますが、これは東京都に昨年度も確認して、都も同様の仕組みだったので今年度も同様なのですが、これは燃料費のみで算定している。それと東京都のほうも、これは燃料費高騰緊急対策補助になりまして、一方本区の、今回の物価高騰対策ということで、これは燃料費に限らずにです。これ人件費とか、そういった部分の高騰も含めてというか、様々な物価高騰に対しての支援というような位置づけになってございますので、そもそもその支給の目的のところ、必ずしも燃料に限らないということなので、そこは別々で、削られることなくそれぞれ支給できるということで確認しているところでございます。

○鈴木委員

それはよかったですと思います。本当に公衆浴場というものはだんだん少なくなっていって、今ある浴場はぜひ存続していただきたいと思いますので、このようなことをするのはすごく大事なことだと思います。都全体でも、前回のところでは13区ということで、さらに増えているのかと思うのですが、都全体の状況が分かったら、それも教えていただきたいと思います。

また、燃料費は公衆浴場の場合すごく大変だろうなど。特に値上がりしていて大変だろうと思うのですが、この10万円というものはどれぐらいの割合になるのか、ちょっとその辺の、平均でいいのですが、もっともっとすごい大変なのかなという思いがするのですが、その辺の実態が分かったら教えていただけたらと思います。

○若生健康課長

都全体の浴場の支援でございますが、私どもで把握しているところで、7月20日時点で都内の調査がございまして、その中で把握したところだと、23区では23区中16区、区外のところでは、一部条件あるのが1市のみが補助となっているというような状況を確認してございます。

それから10万円という、その金額についてなのですが、実態というところで申し上げますと、これは細かくそれぞれの浴場の収支とか、燃料費の割合とか、どれぐらいというところを区の22浴場に対

して調査を行ったものではございませんが、様々な状況を確認しまして、昨年度の話になるのですけれども、やはり光熱費や燃料費含めて、そういった物価上昇の影響を受けた中で、それが前年度に比べてどのくらい値上がりしたかというところで、大体月当たり10万円程度が上がっているのではないかと、区として把握したところでございます。

○鈴木委員

それがこのような形で出されるということは大事なことだと思いますので、このような状況が続く限りは、ぜひこの制度は、来年3月だけで終わりというのではなく、続けていただきたいということで要望もさせていただきたいと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

今回、公衆浴場に対して、電気、ガス等の物価高騰の影響を受けたということで、支援を一月当たり10万円行うということなのですが、その10万円を交付するに当たり、なぜ公衆浴場という特定の業種に対して交付をするのか、ほかの飲食店などもこの物価高騰で大変な影響を受けておりますし、また、私の聞いたお話ですと、アニメーターなどもすごい電気を使うので、その電気代の値上がり分が非常に痛いのだというようなお声は入っておりますが、私も一般の区民に対して説明するに当たり、なぜ公衆浴場というところだけに支援を行うのか、もう少し合理的な理由をお聞かせさせていただきたいと思いますので、その辺りご説明いただければと思います。

○若生健康課長

一般質問のほうでもそういったご質問と答弁があったと思いますが、今回補正予算で出させていただいている、公衆浴場以外には、産業経済費のほうで運送事業者等の高騰対策支援金というところもやっております。いずれの業態にも当てはまるところとして、やはりこういった燃料が大量に使用するというところで、そういった物価高騰、特に光熱費の高騰というところが非常に経営に対して打撃が大きいと聞いておりますので、そういったところをまず区としては重点を置いて支援させていただくという考えで、今回の補正予算含めまして、対策のほうを講じたところでございます。

○筒井委員

やはり、特にそのお仕事において燃料などの料金が大きいところ、その事業をするに当たって、燃料費というものが非常に重要なところを占めるという業種だからこそ支援するという理解でよろしいのでしょうか。

○若生健康課長

やはり物価高騰というように、公衆浴場のほうはそのような形でやっておりますので、必ずしもそれは燃料だけを絞ってというわけではないですが、やはりその中でも大きい割合を占めるというところでは、やはり燃料費の支援というところが区としては考えなければいけないということで、今回助成のほうを行っているところになります。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

確認なのですが、この支援金はどのようなスキームで支払うのでしょうか。申請があったら支払うのか、一括で組合などに支払われるのか、お願いします。

○若生健康課長

事業スキームでございます。まず、こちら補正予算のほうが議決されましたら、まずご案内を全ての事業者、浴場のほうに、これは書面を通して周知させていただきまして、申請については各浴場事業者のほうから直接区のほうに申請をいただきまして、それで一括して、年間休業がなければ12か月分を一括で口座のほうにお振込させていただくというような流れになっております。

○やなぎさわ委員

かしこまりました。承知しました。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

こちら区民の保健衛生の向上のみならず、地域のコミュニケーションの場ともなっていますので、現在も引き続き支援していただきたいと思っております。大きく賛成です。

○やなぎさわ委員

支援金のスキームだけは、事業者の負担にならないように簡素にしていればということで賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

2 請願・陳情審査

- (1) 令和5年請願第17号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める
請願

○松永委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

まず、(1)令和5年請願第17号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読は終わりました。

この後、通常であれば理事者にご説明をいただくのですが、本件は国に対して要望することを区議会に求める内容で、区議会として、国に対して要望するかしないかということになりますので、理事者の説明や理事者に対する質疑を求めるのではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。

なお、令和5年請願第17号に関し、請願者より意見陳述の申出が出されております。この申出につきましては、委員間の討議終了後、意見表明前にお諮りしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

それでは、意見陳述の申出につきましては、討議終了後にその取扱いについてお諮りいたします。

それでは、これより委員間での討議を行います。委員の皆様におかれましては、ご発言をお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

○おぎの委員

紹介議員といたしまして、請願代表者に代わり説明させていただきます。今回パンデミック条約と国際保健規則改正の情報公開を求める請願をお受けしました。まずこちらのほう、パンデミック条約、IHRについて、簡単に説明させていただきます。

まず、IHRについてでございます。現行IHRは、WHOと加盟国との取決めでございます。現在の規則は2005年に改正され、2007年から現行施行されております。現在の取決めは約束事であり、WHOの勧告に拘束力はありません。現状の第1条の定義、勧告とは拘束力のない勧告をいうと現状は定義されています。ところが現在、こちらの改正が進められています。2022年5月、第75回WHO総会で、IHR第59条改正案が採択されました。IHRについては、現在およそ300か所の追記、変更が加えられた改正案になっており、WHOのホームページで現在公開されております。こちらの改正案の採択は、加盟国過半数の同意によるとなっております。こちら今、IHRの説明です。

次に、新しくたまたま検討されておりますパンデミック条約についてです。こちらは新たに創設することを目指し、現在議論されております。WHO加盟国の3分の2以上の同意により採択され、締結するか否かの判断は各国に委ねられます。ただし、地域経済統合機関が締結した場合、その機関へ属する国も拘束されるという一文が入っております。10月30日の条文案では、こちら地域経済統合機関、EU、ASEANなどを指します。ということは、こちら日本も関わってくるということになります。

2023年6月2日、パンデミックの予防、準備、対応に対するWHOの条約、協定、その他の国際文書の事務局テキストを公開しました。2023年10月30日、こちらの最新案です。パンデミック

条約とも呼ばれているものですが、これが条約なのかどうか、まだ判断されていません。10月30日の方針案では、パンデミック協定または合意とされました。こちら、現在外務省で条約とするか否か含めて検討しているということです。

それを踏まえまして、今回請願の目的です。このようなパンデミック条約の草案および国際保健規則の改正案に関する協議内容や、国民生活等の影響等を分かりやすく国民に周知していただきたい。2、議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手段を早期に開始していただきたい。こちらの2点でございます。状況は日々変わっておりますが、現段階における目的は変わることはありません。その理由といたしまして、今回、こちらの危惧される点です。枠組みに対する合意である。WHOの権限強化と事務局長への権限の集中、適用範囲は無制限大というほどに広がり、その要件は曖昧です。適用される平面的範囲の解釈も広がっています。ワンヘルスによる環境問題、気候変動による緊急事態が制限される可能性があります。先進国は、WHOに言われるがままに、資金、技術、物資を途上国へ援助することを約束させられます。途上国は不必要な援助を強要される可能性があります。WHOによる、デジタル化されたワクチンパスポートによる行動の制限、都市封鎖、感染症対策を強要される可能性があります。情報統制も強化されます。WHOの提言を監視、是正させる仕組みがない。もしWHOが間違えた判断をしても、それを修正する仕組みがない。最後、感染症対策としてワクチンを推奨しているが、副反応や後遺症に対する責任の所在が、WHOにも製薬会社にもどこにもない、追及する仕組みもない、具体的な対応策もないといった草案となっております。

我が国では、パンデミック条約について外務省が、IHRの改正については厚生労働省が交渉に当たっておりますが、条約案の対訳は行っておらず、公表もしていないため、ほとんどの国民がその存在と内容を知らない、知らされていないという現状があります。WHOのホームページより、IHR改正と新しい条約または協定合意について、現在公表している条文案を読みますと、日本の、もちろん諸外国も同じですが、主権を侵害されるのではないかと、そうなった場合、私たちの人権も脅かされる可能性があるのではないかと危惧するような構成になっていると感じられます。この主権の侵害や、自国の憲法に反するのではないかと議論は、諸外国の議会では行われておりますが、我が国では全く行われておりません。

私のただいまの現状では、デンマーク、アメリカ、ドイツの憲法学者が憲法に反すると訴えています。EU会議では、クロアチアの代表が同様の懸念を訴えています。イギリス、カナダ、オーストラリアでは、パンデミック条約反対の署名活動があり、議会に対し国民が声を上げています。アメリカでは、今年9月28日にH. R. 4665法案が下院で可決されました。この法案は、パンデミック条約、協定、合意などは、上院の批准を要すること、WHOの資金提供は禁止するという内容が含まれます。今年9月17日には、国連加盟国11か国が反対の署名を国連に提出しています。このように諸外国では議会で議論され、国民もそれに対し非常に関心が高いことがうかがわれます。こちら懸念されることは、この条約案は、具体的な対策はもちろんのこと、パンデミックを宣言する際の基準などの詳細が書かれておらず、後に設置が予定されている委員会等により、その都度決められていることです。要するに、条約なのか、協定なのか、合意なのかは別にしても、現在未定であるということに同意する、しかもそれを決めるのは選挙で選ばれた人たちではなく、利害関係を含む海外の民間機関であるということです。

今月、11月15日の超党派WCH議員連盟設立総会では、外務省の担当者は次のように述べました。例えば、国際的な製薬企業の団体がステークホルダーとして参加していることが多い、先進国だけということではなく、途上国も代表するようなワクチンの団体であったり、そういった様々な製薬関係のス

テークホルダーが登録されていると認識しております。こちら外務省担当者の言葉です。ステークホルダーとは利害関係のことです。利害ですから、利する側と害する側が両方存在するわけですが、利する側は参加しても、害する側は参加できません。そして、WHOに最も献金しているのが、利する側の製薬企業の団体であることが、WHOのホームページで確認できます。

そして条約案および改正案は、ワンワールド・ワンヘルスというグローバリズムに基づくもので、全体主義的な考え方です。しかし、感染症対策、医療、健康、要するに私たちの体に関しては、民族間で差があり、決して一律ではありません。それは各国の地政学的要因、伝統、文化に基づきます。食生活や生活習慣等により、体の性格、体質も異なりますので、地域に合わせた対応策を取ることが求められます。

条文案、特に次に以下の条文案、虚偽の誤解を招く誤情報または誤情報と闘うといったパンデミック協定第18条、誤情報や偽情報に対抗する、IHRの第1条、第5条および第7条、これらについても定義と基準の記述がなく、誰がどのような主義、手順で、具体的に何を行うのかが全く記されておられません。言論の自由を侵害する可能性のあることに対しても、慎重な姿勢で臨むべきだと思います。

以上です。こちらの、今回の請願の内容を簡単にまとめさせていただきました。議論のほうよろしくお願いたします。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。ご意見ですね。いかがでしょうか。

○鈴木委員

このパンデミック条約と国際保健規則の改正というところで、外務省の資料を見てみたのですが、ここは、進め方としては、2022年2月に最初の会合が開催され、交渉が継続しているということです。加盟国は公平性を考慮し、備えを促進し、連帯を確保し、国家主権の尊重を含む国際的な合意を求めるとともに、来年の5月のWHO総会において成果物を提示することを目指していますということと書かれていまして、我が国としては、パンデミックの予防、備えおよび対応、このPPR、これを強化するために、国際的な軌範や規制を強化することが重要であるとの立場であり、交渉の結果は予断しないものの、本件交渉に建設的に貢献していきますというのが外務省の立場だということで述べられていました。これを、何というのですか、検討するに当たっても、加盟国は全面改正を行わないこと、改正を通じて、新型コロナウイルス感染症対策で特定された公共性を含む課題やギャップに対処すること、公平な方法で疾病の国際的な蔓延から世界中の全ての人々を守ることという共通の認識の下に議論をしていくということと書かれていまして、その議論の中身については、進捗はWHOウェブサイトで随時報告されていますということで、公表されていますよと書かれていまして、疾病の国際的伝播を最大限防止するという、その目的がより効果的に達成されるよう、我が国もその交渉に建設的に貢献していきますということで、外務省としては出されていまして、

それで、この交渉へのテキストというところでも、そこに書かれているのは国家主権の尊重、内政不干渉、国際連携促進の原則の下、将来のパンデミックに対して、低所得の国が当該感染症の治療薬、ワクチンなどの公平な供給を受けられるよう、技術・ノウハウの移転、生産能力の強化、病原体の情報へのアクセスと利益配分に係るルールを定める方向で交渉が進められているということであるのですが、やはり今回のコロナの問題で、低所得の国が、ワクチンの配分だったり、治療薬だったり、そのようなところが行き届かなくて、やはり世界的にそのような国も含めて感染症対策をしていくということで、今回やはりWHOのほうで、今度そのような感染、パンデミックが起こったときも、低所得の国

も含めた形で感染症対策をやっていきたいと思いますということでの、今回の改正に向けての議論が進められているということだと思っております。そのようなことに対して、今途上国の政府や、国際的な医療支援活動を行う市民社会団体からは、推進の声が上がっているということなのですが、その一方で、先進国政府と製薬大企業の団体からは強力な反対意見が出されているという状況もあるということなのです。それで、そのような中で、交渉を頓挫させるというのではなくて、やはりしっかりとそういう方向で、何というのですか、きちんと国際社会が、WHOが、そのような体制をつくっていくということは、私は大事なことではないかなと思っています。

途上国政府や市民社会団体が、交渉が暗礁に乗り上げることを回避しながら、低所得の国に対して医療支援や治療方法の研究と、そのための資金確保の枠組みを、いわゆる実効あるものとするために、今粘り強い働きかけを行っているということも聞いています。確定した成文が、文章が今全く出ているという段階ではないので、共産党としても、それに対して賛否や評価していることを述べることはできないのですけれども、新型コロナによって世界的な健康危機が起こって、多くの低所得の国が置き去りにされた、そのような状況というものは、やはり改善していくことが必要だと思いますし、妨害や困難を乗り越えて世界の人々を感染症から守るために、実効ある条約、規則が制定されるといいなと思っています。

取りあえず意見です。

○松永委員長

意見ですね。ほかにご意見等がございましたらご発言願います。

○こしば副委員長

おぎの委員、説明ありがとうございます。まず、これはあくまでも国をまたがる条約の話になってきますので、まずこの条約の効力、本来国権の最高機関である国会の中で審議をされるものであります。それで、国権の最高機関たる国会というものは、当然民主的な選挙で選ばれた議員が審議をされるわけですから、当然そこには民主主義が担保されていると思いますので、そもそも論、中身をいろいろと説明のほういただきましたけれども、本来この区議会の厚生委員会の場で話す、議論する場にふさわしいかということ、若干そうではないのではないかという印象は、やはり説明を受けましても、その印象を覆すことはできなかったということが感想でございます。

特におぎの委員に対して質問はありませんが、先ほど鈴木委員からもご説明がありましたけれども、今月の頭ぐらいに厚生労働大臣が記者から質問を受けていまして、同じような、パンデミック条約が通ると国の民主主義の根幹を揺るがしかねないのではないかという質問に対して、あくまでもこのワクチンの接種そのものは国の専権事項であると明確に答弁をされている、もうそれに尽きるのではないかなと私は考えております。意見としてはそういったところです。

○松永委員長

ありがとうございました。ほかにご意見がございましたらご発言願います。

○おぎの委員

私個人の意見を述べさせていただきます。先ほどの、こういった請願のほう紹介させていただきました。実際、こちらお手元の資料2ページ目にあります、中盤です。こちらのIHRが今回新しくつくっている、改正している案というものが、例えば第1条、先ほど紹介のところでは、現在は拘束力を持たないというものが入っていましたが、現行案に比べまして改正案のほう、第1条、パーティーのところです。締約国等は本協定の条項に従い、本協定に拘束されることに同意し、本協定が発効している国、

または地域経済統合機関をいう。第2条、WHOパンデミック協定は、その目的を達成するため常に適用される。こういったように、強く制限をする言葉が今回改正案では入ってきていますので、こちらをホームページ等で見た人たちが不安になるということは、非常に私も分かることです。

外務省の、こちらホームページの資料を見ましても、国家間協議、既に6回行われております。12月の頭には7回目が行われます。これほど長く協議を行われているのに、海外では非常に議論されているところが、全く日本では告知も何も、報道もされていないということが余計心配を生んでいるのではないかと感じます。

品川区でも、例えば新しく条例をつくるときは、広く告知、周知し、パブリックコメントなど意見を聞いています。ところが今回、国民の生活に影響が出るかもしれない条約について、一切公表がないのはどのようなことでしょうかと私も思います。国民が知らないままに勝手に決めるのが民主国家と言えるのでしょうか。ただいま草案の段階ではありますが、不安をあおるという意見もあります。でも、「幽霊の正体見たり枯れ尾花」ということわざもあります。不安をあおるというなら、なおさら広く告知し、国民を安心させるべきではないでしょうか。国民が広く議論して、納得を持って締結を見守ればいいのではないかと思います。

国民の生活に関わる条約です。誰もが無関係ではられません。今回の請願は、広く国民に告知することを求めています。中身がいい悪いといったことよりも、こういったことを広く知ってみんなで議論していただきたいということ求めている請願であります。内容に賛同して紹介議員になりました。私はこちらを強く同意いたします。

○松永委員長

ほかにご意見等がございましたらご発言願います。

○筒井委員

日本でも、このコロナウイルスのために、記憶に新しいかと思えますけれども、2020年には緊急事態宣言がなされ、著しく行動制限が課せられ、もう皆さん非常に大変な思いをされたかと思えます。記憶に新しいことかと思えます。その行動制限、自由の制限のために経済も悪くなり、今なお苦しんでいる事業者の方がいらっしゃるということです。それで今、今回このようにして検討されている案によると、再びこうしたロックダウンのようなことが起きかねない。それはひいては、品川区民にとっても区民生活に重大な影響を与えるものかと考えております。

私も本当に最近、こうした問題が起きているということは、恥ずかしながら知ったような状況でして、一方おぎの委員からもご説明あったとおり、各国では大変な議論が起きております。日本にとっても重要な国であるアメリカでは、議会や大統領選挙の争点ともなっている。最近ニュースでは、スロバキアの新しい首相が、パンデミック条約には署名しないということを宣言されました。そうした状況にもかかわらず、日本では本当に議論が巻き起こっていません。しかし、これ非常に国民的な議論が必要かと考えております。最近では国会のほうでもWCHという超党派の議連が立ち上がりまして、自民党から立憲民主党、参政党、れいわ、そうした超党派の議連がようやく立ち上がりました。ですから本当に、なぜ今の今までにこのような議論が日本で進んでいなかったということは、非常に問題かと思えます、その国会での審議を進めさせるためにも、国会議員に伝えるためにも、また政府に対して意見を伝えるためにも、やはりその条約の賛成反対以前に、賛成反対を意思表示する前提の、もっともっと情報提供、周知が必要かと考えております。

今回の請願の要旨は、あくまでもそのパンデミック条約および国際保健規則改正に対して賛成、反対

を問うものではなくて、こうした状況だということに対する周知、または議員や有識者の方から意見を聴取する手続を早めに開始してほしいということですので、私としては、この請願は賛成に値するものだと考えております。

私からの意見は以上です。

○松永委員長

ほかにご意見がありましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

おぎの委員に1つ確認なのですが、この理由のところにある、先ほどから理由のところにも先進国、途上国というお話があるのですが、日本はどちらに該当するのでしょうか。

○おぎの委員

日本は先進国という枠組みのほうに入っていると思われま。

○やなぎさわ委員

これはもう、このWHOの話合いの中で、その枠組みで話し合われているということによろしいのですか。

○おぎの委員

はい、そうですね。先進国から、先ほど鈴木委員がおっしゃっていたように、発展途上国に分配するというプランも入っているようです。ただ、先ほど言いました国連加盟国11か国のうち、反対をしている国がある、そちらの国が、ベラルーシ、ボリビア、キューバ、エトアニア、エリトリアなど、いわゆる、どちらかというとなベネズエラ、ジンバブエなど、供給される側の国が反対の署名を国連に提出していますので、実際この枠組みの中で、その枠組みを必要としているのかというものも、発展途上国側の意見だけではなく、広く受ける側の意見も聞いて進めるべきものなのではないのかなということ、これ草案を見ていて思います。

○松永委員長

ほかに。

○やなぎさわ委員

個人的にこの請願の要旨に関しては、確かにこういったことを広く国民に周知するということは大切なことであると思うので、同意できる部分かなと思っておるのですが、個人的な感想です。要旨の部分と理由の部分結構、個人的に差があるというか、やはりまだ草案の段階というところもあり、そして日本としてのスタンスもまだ決まっていないような状況だったりするところで、ここの理由のところは、何というのですか、まだ本当にこれからどうなるか分からないというようなところは正直感じます。恐らくWHOのホームページ上でも、結構頻繁にその内容は少しずつ修正されているというような事実はあるようなので、この理由どおりに今後なるかどうかということにはちょっと言い難いとは、個人的には思うので、この理由どおりであればかなり問題があるとは思いますが、修正される可能性も十分あるのではないかなというところが、この請願に対する懸念ではあります。はい。ただ、要旨は賛同できると、個人的には考えております。

○松永委員長

ほかにご意見等がございましたら。

○ひがし委員

まずは説明ありがとうございました。すごく分かりやすく説明していただいたということと、あとは

要旨も入っていたので読ませていただきました。今やなぎさわ委員がおっしゃっていたように、この要旨のところというものを読み解いていくと、「草案および」と書いてあるので、恐らくその草案の状態から分かりやすく国民に周知をしてくださいというように私は読み解いたのですけれども、そこは合っていますか。

○おぎの委員

そうですね。今、完成のものはまだ出てきていないので、どこの国でも待っているものは草案です。ただ、草案の段階ですが、決まってからではもう遅いので、広くほかの国のように議論していくことが、日本国内でも重要だと思います。

○ひがし委員

ありがとうございます。ということは、先ほどやなぎさわ委員がおっしゃられたように、ここの、今理由が上がってきていて、それを出したときに変わるかもしれないけれども、更新の時期と出すタイミングと、皆が知るタイミングというものが結構大切なのではないかなと思っていて、もしこの内容が出たときに反対する人たちが出て、でもそれが変わっていったときに、ではどのタイミングで知るのだろうかというところが、やはり懸念点としてあるのかなとは思っています。ただ、今現状で書いている懸念することや危惧することというところは、本当にこのままのおりだとするなら確かに心配かなというところは、すごくお気持ちも分かるなというところなので、その皆様に調べるタイミングと、あと説明の仕方というところ、この決まっていく段階の中で、今すごく国の中でも議論してくださっているところで、超党派の議連としても協議をしてくださることだと思うので、そこについてはしっかりと議連のほうで議論した中で徹底をしていってほしいなというところと、またその内容についても国民に周知は必ずしていただいて、改正案の段階でしていただいて、その最終の決定をしていくということが段取りとしては大切なのではないかなと、私としては思います。

○松永委員長

ほかにご意見等がございましたらご発言願います。

○こんの委員

おぎの委員、説明ありがとうございます。少し振り返ってみますと、コロナの拡大、感染拡大のときに、我が国ではこの感染症対策として、専門知見を活かして、主に密閉、密集、密接、この3密を回避するという一方で、外出自粛、これを要請するという、医療崩壊を防ぐために徹底したクラスター対策など、様々実施してきたと認識しています。また、国内生産でも頑張りましたが、早期に対応できるワクチンの供給、これは海外からの力を借りることによって、希望する国民全員に任意接種することが可能となったことは、皆さんご承知のとおりだと思います。こうしたことから考えると、この対応は、医療従事者の方々の懸命なくご尽力とご努力、そして国民の皆様のご協力の結果として、欧米諸国などに比べて、日本は感染症の患者数や死者数を少なく抑えることができた、これは、世界保健機関のこのWHOも、成功していると評価してくれていました。ですから、こうした一連の対応がどうであったかという検証をしつつ、今後のこの感染症対策の準備が今進められていると認識しております。

国際保健というものは、1つの国だけでは解決できない、地球上の規模の健康課題だと捉えております。そうした意味からも、今回のこの請願について、現段階では条約は草案の段階です。国も見解を示していない、この状況の中です。区民、国民の皆さんが知りたいということに対して説明することは大事ですが、現段階でこれをどう説明するのかというところも、判断が難しいところではあるかなという状況と捉えております。そうしたことで、私としては、会派としては捉えているところです。

○松永委員長

ありがとうございます。ほかにご意見等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

このところで書かれている請願の中身で、真ん中ぐらいで、WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造やストックを行う、ワクチン等の健康製品の迅速な普及のために、先進国は途上国に対する経済的、技術的および人的な提供等の援助義務を課せられるということ書かれていますけれども、これはやはり先進国の役割として、途上国に対しての経済的、自立的、法的に提供や援助していくということは、当然やる必要があるのではないかなと思いますし、そのような形で、世界的にパンデミックというものを捉えた対応というものが必要だと思いますので、この課せられると書かれていますけれども、これは必要なのではないかなと思います。

それから、WHOの勧告に拘束され、国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されるということに書かれていますけれども、これは交渉用のテキストにもそのようなことはありませんよということでも明記されていますし、WHOの憲章の中でも、条約によって各国の主権が侵害されたり、統治権が奪われたりすることというものはないということなので、この懸念というものは私には当たらないかなと思います。

それで、本当に今回このような形で、今WHOがパンデミック条約と国際保健規則の改正を検討するということは必要なことだと思いますし、世界的にこのような体制を取っていくというようなことは必要だと思いますので、このところで書かれている懸念だったり、何というのですか、先進国の援助義務だったり、そのようなことに対する懸念というか、否定するようなことそのものが、実際とは違うのではないかなというような思い、そのような上に今回の請願が出てきているということですので、ちょっとこの請願に対しては賛成ができないというのが意見です。

○松永委員長

かしこまりました。ほかには何か。

○やなぎさわ委員

ちょっとこの要旨と一步踏み込んだ話になってしまうのですが、おぎの委員に確認させていただきたいのですが、この懸念されていることは、このとおり、この理由に書かれているとおりのWHOの条約が可決されて、日本も合意した場合に、最も危険なのはワクチンなどを強制的に日本国民が接種させられるという、そこが一番問題だというお考えでしょうか。

○おぎの委員

私の個人的な意見ですが、一番気になっていることは、まず国家主権の上に来るのか来ないのか、これがどの程度の拘束力を持つのかということです。もちろんワクチン、パンデミック、こういった事案ではありますが、まず国家主権、民主主義といったものがきちんと守られるのかといったものが、非常に一番の懸念点です。

また、最後のところにあります言論の自由というものが侵害されないのかという部分、そちらのほうも、こちらの請願を見ましても、ああ、確かにそうだなと思っております。

あと、そうですね。先ほどこの委員がおっしゃっていました、もちろん日本は非常に成功していたと思います。医療関係者も非常に頑張っていたと思います。もう国も医療機関も、初めてのパンデミックに一生懸命対応した国だと思います。こちらの国、もちろん日本は成功事例と言ってもいいぐらいだと思いますが、一生懸命やっていたと思います。こちらはもう、その国その国の医療資源やシス

テムを使っただけの成功ですので、やり方を全世界的に統一されて指示を受けることはどうなのだろうという部分があります。

また、後進国への援助を含め、先進国がやっていくという、そちらの責任に対しては、もちろん日本も先進国として援助をしていくべきだとは思いますが、ただ後進国での希望とのギャップ等が出てきているようでは、それはただの押しつけになってしまいますので、この辺含め、国連などでしっかりと、こちらWHOでも審議していただいて、その内容を、今回はこちらの請願の趣旨としましては、広く国民に周知してくださいということですので、先ほどのひがし委員が言われました、いつ頃どういったことでアナウンスするのかということも含め、国としても議論して、国民も大きく議論をしていく問題ではないかなと思います。

今日委員会の、こちら委員会内の討議になりましたが、非常にいい討論ができたと思います。ありがとうございます。

○松永委員長

ほかにご意見等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで討議を終了いたします。

まず、これより意見陳述の取扱いをお諮りいたします。

令和5年請願第17号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について、本日この場で意見陳述の申出を受けるか受けないかについてお諮りしたいと思っております。

そこでご意見を頂戴したいと思います。

○こんの委員

もう一定の皆さんのご意見も出ましたし、態度表明もほぼほぼ出ている状態だと思います。これで意見陳述のほうは必要がないのではないかと判断しますが、皆さんいかがでしょうか。

○松永委員長

どうですか。

○こしば副委員長

私も今、こんの委員と同じように、おぎの委員の説明でこの趣旨も理解はできましたし、また意見については先ほど私がお話ししたとおりであります。ですから、これ以上の意見陳述は求めなくていいのではないのかなと思います。

○松永委員長

ではそれで、各会派の態度を聞きたいと思います。

〔「意見陳述に対してね」と呼ぶ者あり〕

○ひがし委員

請願書、また添付の資料のほうにも内容を書かれていましたし、今の質疑と議論の中で理解できたという点もありますので、意見陳述は不要と思います。

○松永委員長

最後が聞こえない。

○ひがし委員

意見陳述はなしでお願いします。

○鈴木委員

私はこの請願は反対ですけれども、意見陳述は常に聞くべきだと思いますので、意見陳述をしていただいていいと思います。

○筒井委員

こうした状況でしたら、最初に意見陳述を聞きたかったと思うのですがけれども、私としてはせっかく請願を出されて、お越しいただいているということなので、意見陳述の申出を受けたいと思います。

○おぎの委員

議会運営の慣例にのっとり、来ていただいているので意見陳述を私は求めます。

○やなぎさわ委員

そうですね。区民の方の思いがあつての請願ですし、わざわざお越しいただいて、恐らく話す内容もしっかりと考えてきていただいたというふうですので、私は区民の声はしっかりと委員会で聴くべきだと思いますので、ぜひお話を聞ければと思います。

○松永委員長

ただいま意見が分かれましたので、採決に移りたいと思います。

令和5年請願第17号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願についての意見陳述の申出を受けることに、賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成多数でございます。

よって、本請願について、意見陳述の申出は受けることに決定いたしました。

これより意見陳述を行います。なお、意見陳述は10分以内といたします。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午後2時33分休憩

○午後2時38分再開

○松永委員長

ただいまから厚生委員会を再開いたします。

それでは、委員の皆様におかれまして、何かご発言等お願いいたします。何かありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

それでは、令和5年請願第17号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

結論を出すで、先ほどの私からの意見もありましたけども、今回のこの請願については、不採択とさせていただきます。

○こんの委員

本日結論を出すで、お願いします。

先ほど、意見を述べましたので、その理由で本請願については不採択とさせていただきます。

○ひがし委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

ただ、この危惧されている点などについては理解できるところもありますので、その点については先ほどお話あったように国会を中心として国でしっかりと議論をしていただきたいと思います。

○鈴木委員

結論を出すということで、この請願に対しては不採択でお願いしたいと思います。

意見としては、WHO憲章に基づいて策定される国際協力の枠組みづくりの条約によって、各国の主権が侵害されたり統治権が奪われたりするということはないということです。今回のパンデミック条約の交渉用テキストにも各国政府の主権の尊重と内政への不干渉が明記をされています。先ほど、第3条のところのことも言われておりましたけれど、そのテキストというのは、加盟国から出されている提案全てを暫定的に書き込んだものであって、今後成案づくりを主導するWHOの検証委員会はその案を採用しないという旨を既に表明しておりますので、主権の侵害ということには当たらないと思います。

○筒井委員

本日結論を出すで、今回の委員会での議論が行われたように、国民的議論が必要ですので、そのために必要な情報を収集することは必要だと考えておりますので、採決でお願いします。

○おぎの委員

本日結論を出すで、お願いします。

こちら、今まだ素案の段階ですので、内容等含め、決まったものはございませんが、広く国民に周知して議論していくことが非常に大事だと私も考えます。こちらのほう、採決でお願いします。

○やなぎさわ委員

様々な議論がなされて、要旨は先ほど申し上げましたとおり、非常に賛成できる部分あるということですが、理由のところは少しまだ、WHO自体も素案ということで、あと、鈴木委員の発言のように、主権の侵害はどこまでされるのかということももう少し見極めていかななくてはいけないようなところがあると思います。

ただやはり、WCH超党派議連というの、国会で、自民党、立憲民主党、そして参政党、そしていわ新選組を含めた超党派の議連も立ち上がっておりますので、こういったところを含めて、我々も広く一般に周知するようなことを心がけていかななくてはいけないというふうには考えております。というところで、現状においては、まだはっきりとしたことが言えないというところで、不採択といたしますが、議会としても今後注視していく必要は十分にあると思います。

○松永委員長

それでは、本請願につきましては、結論を出すことのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方からご意見を伺いましたので、本請願につきましては挙手により採決を行いたいと思います。

それでは、令和5年請願第17号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願を採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

(2) 令和5年請願第18号 補聴器購入費助成制度を求める請願

○松永委員長

次に、(2)令和5年請願第18号、補聴器購入費助成制度を求める請願を議題に供します。

本請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読は終わりました。

それでは、本件に関しまして理事者よりご説明願います。

○川原高齢者地域支援課長

それでは私より、この請願についてのご説明をいたします。

区では7月より、加齢性難聴の高齢者に対し、補聴器購入費助成事業を開始して、4か月が経過いたしました。現行の制度においては、住民税非課税との所得要件を設定し、助成の申請を受付しておりますが、医師会や医療機関のほか、言語聴覚士や認定補聴器技能者が在籍する補聴器店の協力をいただきながら、鋭意取り組んでいるところでございます。

また、現在、区においては、既に補聴器を購入された方を対象に、補聴器装用後の使用状況のアンケートの発送を踏まえ、アンケート内容について、現在有識者への意見聴取に取り組んでおり、事業の効果検証をこれから行っていくところであります。

助成制度を住民税課税者にも実施することについては、現在のところ予定はございませんが、社会参加やフレイル予防を促進し、在宅生活の延伸を図る観点からも、引き続き検討をしているところでございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○ひがし委員

今おっしゃっていた、アンケートの内容というのはいつ頃に決まって、この委員会でもぜひ内容というのは共有していただきたいなというふうに思うのですが、その予定とかあれば教えてください。

○川原高齢者地域支援課長

装用後のアンケートについてのご質問をいただきました。現在、アンケートの質問項目の内容も、有識者、現在は言語聴覚士の先生に内容を見させていただいているところで、今、1回打ち返しがあって再度内容を審議しているところではございますが、そちらの完成をもって次に、荏原医師会の耳鼻咽喉科の先生に、この助成制度に対してもいろいろご意見いただいた先生にこの中身をご覧いただいた後に、品川医師会と荏原医師会の双方にこちらの中身の確認をしていただくところでございます。そのやり取

りを経てからお送りをいたしますので、実際の発送は早くても年内か年明けあたりになるかと予想してございます。

このアンケートの内容の状況につきましては、集計次第、具体的中身を確認いたしまして、またこちらで、実施するかに関しては検討してまいりたいと思います。

○ひがし委員

このアンケートの内容というのもぜひ知りたいなと思うのですが、どういうふうにそのアンケートの内容を決めていくというのは、今のご説明ですごくよく分かったのですが、この助成を金額上げるとか、非課税ではなくて課税者にも、みたいなことの話をするとき、そのアンケートでどうやって使用していて金額が足りなかったのかとか、今ずっと使っているとか、そのアンケートの内容が分からないと、せっかくアンケートを取るのだったら有意義なアンケートになっていただきたいというふうに思うので、有識者の方とか医師会の方々に聞いて内容を決めていただくというのはもちろん大切だなと思うのですが、ぜひアンケートを取る前に、議員の中でこういうふうなアンケートの内容になりました、みたいなところも共有いただけないかなと思ったので、今質問させていただいたのですが、その発送などをする前に議員にアンケート、こういう内容ですというので共有をされるご予定などあるのでしょうか。

○川原高齢者地域支援課長

こちらの委員の皆様への公開については、今いただきましたご意見を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

○ひがし委員

ぜひ、内容というところを見させていただいて、この、いろいろ進めていくという状況でアンケートを取ってから、この後どうするということの方向性も決まってくるのかなと思うので、そうなるかと、これから先どういうふうに進めていくかという内容が分かるようなアンケートだったりとか、内容というのも大切なと思いますので、ぜひ内容のところは共有させていただければいいのではないかなというふうに思います。

それで、前回の委員会の際に、補聴器の助成について、今どのぐらい助成されているというお話があったと思うのですが、10月末で50名いかないぐらいの方々が申請をしていて、今後、今年度だけでも既に予定をしていた80名を超えるのではないかなというふうに認識をしております。また、申請をした人の中でも、何割かの方は、課税者だったから助成がされなかったとか、高度難聴ということもあるのかなというふうに思っているのですが、今後の見込み、この今決まっている予算というのは355万円余でしたか、予算が当てられていて、人件費とかを乗せると大体80人ぐらいがカバーできると以前説明いただいたと思うのですが、今後の見込みはどのぐらい増える予定なのかなというのがもし、何か見えているものがあれば教えていただければと思います。

○川原高齢者地域支援課長

予算の状況に対する今後の見込みでございます。委員ご指摘のとおり、現段階では80人を想定して、予算に対して355万円余の予算を組んでおりまして、10月末時点で48名に既に支出をしているような形でございます。それが80人分の約半数を少し超えるぐらいでございますので、今後の見込みとしては、その支出のケースに関しては、その方が医師の診察を経て、補聴器店で見積りをもらうまで、人によってタイムラグが出るので、必ずしも一律ではない形なのですけれども、これから支出を予定している方、もうそれも、見積りも届いて助成が決定となっている方が今、30名少しございますので、そこで大体予算の見込みが全て売り切るといえるのか、約80人に想定するところでございますので、恐ら

く想定としては、年明け、1月、2月あたりには予算の部分を超えると思ってございますので、その予算を超えて、すでに待っていらっしゃる方の支出については、しっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

○ひがし委員

超える人たちもきちんと助成されるということで、その点聞けて安心をしました。前回もお話させていただきましたけれども、高齢化社会で難聴というところ、その3人に1人が聞こえづらさを感じているということで、やはりその補聴器の助成というところ、また使用というのは認知症の予防にもつながるので、高額な費用がかかる補聴器の助成というところは大変重要な施策の一つかなというふうには思っております。

それで、6月に耳の聞こえづらさの講演会をしてくださったりなど、ほかの区内のイベントでも結構、補聴器の助成について説明されているのを見かけて、結構高齢者の方も興味を持っているというところで、その申請は人数も来ているので、必要な方に情報が周知できているというところでは、大変評価できるのではないかなというふうに思います。

ただ、予算額がやはり、これから先オーバーしてしまうのではないかなという、知られば知られるほど、やはり受けたいという方も多いのではないかなというふうに思いますし、前回お話しいただいた非課税の高齢者の割合も4万人近くいらっしゃるというところでいくと、その分の3分の1の方が耳の聞こえづらさを感じていて、3分の1となると1万2,000人、今の80人の規模の予算だと、非課税者だけでも既にもう足りないのかなというふうに思いますので、今、予算のところ不足しているという状態では、使いたい方が使えるようにぜひ、予算の拡大というところは、私としても要望していきたいなと思います。

アンケートの内容というところを見ながら、今後の方針を決めていくべきかなと思いますので、アンケートの内容を含めて、ぜひ共有していただきたいと思いますが、もし何かあればお願いいたします。

○川原高齢者地域支援課長

アンケートの内容について、今段階、まだ検討中でございますので詳細は申し上げられないのですが、大まかな目的としては、現在の事業、今現在、所得要件を非課税者として実施している、その効果検証がいかがだったという過程のところと、あと、今まで補聴器を装用しても使いこなせずに調整などもうまくいわずに、装用をやめてしまった方もいらっしゃるのです。そこは区としては事前に普及啓発をしっかり行った上で、長期の装用を目指すというところもございまして、その辺りの主な効果検証というところがメインでございます。

それで次の予算の組立に対しての、という内容よりかは現行の制度できちんと実施が、効果が図られていたかというのが中心の内容のアンケートとして今は考えているところでございます。

○松永委員長

ほかに、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

7月から実施されて、この補聴器の補助制度というのは、荏原医師会の先生方からの要望としても、たしか平成27年度ぐらいから要望されていて、長い間ずっと要望されていてやっと実現したし、また認定補聴器技能者の皆さんからも、もうずっと要望されていたものだったと思うのですが、改めてこれが品川区でも実施されるようになったことを受けて、医師会の先生や認定補聴器技能者の方々からの感想というのですか、そういう多分喜びの声というのがあったのではないかなと思うのですが、そこ

ら辺はどんな声が寄せられているか少し伺えたらと思います。

○川原高齢者地域支援課長

医師会や認定補聴器技能者などからの、こういったご意見が寄せられていたかということでございますが、私も実際、荏原医師会のほう、耳鼻科の先生のところは何って話を聞いたときに、やはりそのような、もう何年も前からその要望を出していたというようなご意見を直接伺いました。それで、ようやくその実施に結びついたというところで、非常に喜んでくださっていたというところが、私も実感をしているところでございます。

認定補聴器技能者の方からは、そこのお店に対して、別のその資格を持っていらっしゃるお店から問合せを受けているような、その資格を取得するにはどうすればよいかといったような、少しだけでもそういった、認定補聴器技能者、専門の資格が、区としても広がればよりよいかと思いますので、そういった専門職の方に、資格取得に対しての問合せも受けているというようなご意見もいただいているところでございます。

○鈴木委員

本当に、こういう補助制度があるというのがインセンティブになって、補聴器の使用につながっているというのが、実際、品川区のこの申請者を見ても、そういうことになったのだなというふうに思うのです。それなので、さらにこれを進めていただきたいというふうに思っているのですが、これは東京都から半額助成というのがあると思うのですが、それは品川区としても、受けるということになったのか、その点伺いたいと思います。

それで、東京都からもし半額が出るとなったら、80人というのはその倍の人数を受入れ、助成ができるというふうなことになるのかなと思うのですが、そういうことも含めて、もしそれでも足りなかった場合は、補正を組んでも申請者は全員助成しますよという姿勢なのか、その点についても伺います。

○川原高齢者地域支援課長

東京都の補助事業の助成に対することなどのご質問でございます。委員のご指摘のとおり、補助率は2分の1補助でございますので、歳入が約半数、半分、見込みがあるところではございますけど、現在申請をしているところでございます。結果、どのような結果が出るかということまではまだ見込みにはなるのですけれども、その結果、申請が通った場合には、おっしゃるとおり160人分でもととの予算が賄えるというところは、計算としては想定してございます。そして、それを万が一超えた場合の助成に関しても、しっかりと、補正を組むか否かも含めて、財政部局とも相談しているところでございます。

○鈴木委員

ぜひ、さらにこれを拡大していただきたいというふうに思います。もう本当にこれが、東京都のほうからこの聞こえに対しての支援というのは助成がされて、そして、そういうのが大事だよというふうなところが出てきたと思うのですが、品川区としても、もう今回で10回目の請願ということなので、2019年のときから取り上げて、請願も出されてきたのですが、そのときは、補聴器を早期につけたほうがいいのか、それとも、難聴が進んでしまってからつけたほうがいいのか、それも区としては判断できませんという、そういう答弁から始まったのが、今はやはり早期につけることが必要なのだというふうな共通の認識になったというところなので、本当に私としてはすごい感慨深いものがありまして、これをさらに拡充していただきたいと思います。

それで、ここに、今回は住民税課税者までの対象にしてくださいということなのですが、ここで、15万6,000円から住民税課税者と書かれているのですが、これは実際に、私、税務課長に改めて確認したのですが、156万円以上は課税になってしまうのです。年金額は156万円、年金控除と基礎控除合わせて。それなので、1か月13万円なのです。13万円の年金収入がある方はもう、課税されてしまうということで、対象から外れてしまうということになりますので、13万円という年金収入というのがどれほど豊かな生活とは言えないと思うのです。それなので、特に、家賃を払わなくてはならないような、そういう賃貸の方にとっては、本当に七、八万円の生活になってしまうわけです。それが実態ですので、これも、しかもこの中から多分、介護保険料だ、後期高齢者医療だったりとか、窓口負担だったりとか、そういうことを引くと、本当にぎりぎりの生活という状況でも課税になってしまうというのが、高齢者の実態なのだと思うのです。

そういう方が、やはり非課税だけということになると対象にならないということに関しては、対象として課税者までというのは、もうぜひ、この高齢者の実態からも必要ではないかと思うのですが、その点は、高齢者の生活実態というふうなところからしたら、区としてはどう考えられているのかを伺いたいと思います。

○川原高齢者地域支援課長

高齢者のこうした実態を踏まえて必要ではないかというご質問でございます。委員のおっしゃるとおり、ちょうど年金で単独の高齢者の方が本当に155万円の前後のはざままで、非課税か均等割課税かというところも変わってきてしまうところではあることは、区としても認識をしております。

現在その、現行では非課税の要件にはなってしまうのですがけれども、今後実施するアンケートでも、その方の購入金額も踏まえて、予算額に例えばそれが見合っていたかであるとか、購入者で、両耳ではなくて片耳のみ購入する方もいらっしゃるのです、それがどういった要因だったかということも確認をしていきたいと思っておりますので、そういった現状も踏まえた取組や政策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員

先ほどの課長からのお話だと、今のところ予定はないということで、予定はないけれども検討しているというご答弁でしたが、予定はないということは、来年の4月からはされるということがないということなのでしょうか。それとも、これから検討して来年の4月からというのも、検討した結果によってはあり得るということなのか。それで、各会派から、請願に賛成しない会派も含めて、住民税課税まで対象にしてほしいという要望というのは出されていると思うのですが、そういうふうに各会派から、多分、全会派から出されているかなというぐらいの思いがしているのですが、そういうふうに、各会派から出されていないながら、来年度まだ予定がないということで、住民税課税者までやりますよというような方針が取れないのは、何が壁になっているのかというか、何をクリアするとそれができるのか、その考え方としてはどういうふうに考えられているのか、その点についても伺います。

○川原高齢者地域支援課長

高齢者の社会参加やフレイルのほうの促進からも、現在は現行のスキームで実施をしているというところでございますので、現在のところは実施の予定はございません。今後の見込みに対しても、現在も引き続き検討をしているところでございます。

○鈴木委員

本当に、これだけ強い要望が各会派からも出されていますし、それから高齢者の実態からも必要だと

いうふうなところで区も認識されているということですし、それから、額的にもそんなに、区の予算でできない額ではないですし、そういう点では、もう来年度、今から検討して来年度やるというふうな可能性というのはあるかどうか、その点も伺いたいのですけど、そういうところで、ぜひ……、言いましたか、来年は無理なものでしたか。

そういうところでぜひ、お願いしたいと思います。先ほど言われましたように、様々な予防という観点からも、この難聴のところを是正するというのは本当に大事だということは区も共通認識になっていますので、ぜひとも強力に進めていただきたいということで、改めて要望させていただきたいと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

要望のような形になってしまうかもしれないですけども、まず、この請願の趣旨、素晴らしいなと思ひまして、何かというと、2行目のところに、区民としては大変感謝いたしているというところで、やはり、こういった事業が始まったことで、区民の皆さん、大変喜ばれているということで、素晴らしい取組だなといった、事業が始まったなというふうに、まず思っております。

そういったところで、やはり、非課税の方も結構生活大変だからということで、こういった請願のかなというふうには考えておひまして、恐らく、先ほどの鈴木委員からの答弁で、予定は、来年度は現行のままでいくという予定だということではあるのですけれども、恐らく、今後拡充、それこそ、その3万5,000円をもう少し増額しようとか、課税世帯の方にも広げようとかということは、今後、検討は当然されるのだろうというふうには思ひて、そういった中で何か、検討をするのにおしりをたたくような請願が、私も署名委員になっているのですけれども、というところで、恐らくそういったことは進めていかれるものだというふうには認識はしておひますので、何とぞお願いいたしますというところでは。

あとはやはり、前回もこの補聴器の議論が委員会でもありましたけど、港区などは、非課税の世帯は13万7,000円、課税世帯の方でも6万8,500円ということで、そこまでいなくても、段階的に何とか、区の財源でいけるように、少し検討していただければというふうに思ひます。

それで、これ、補聴器を利用する区民の方だけでなく、区の財政にとっても、つまり、認知症対策として考えたときに、例えば、最近では認知症の原因の一つに、この難聴が挙げられると。とある研究では、認知症の中で9%は難聴由来だというようなことも言われていたりとか、あと、普通に耳が聞こえる方に比べて、中等度の難聴の方は認知症になる率が3倍高いとかというふうにな言われておひるところでありますので、ここで、先に補聴器を補助して、そういった認知症対策という意味でしておくと、結果的に介護費用とかの抑制につながるのではないのかなというふうにな思ひるので、先手を打つというところで、こういった助成を進めると、広げることが大事なのかなというふうには個人的にな思ひておひます。

何か、今のことでご意見があればお願いいたします。

○川原高齢者地域支援課長

様々な意見ありがとうございました。今後のそういった拡充であるとか増額につきましても、現在は全くまだ、引き続き検討しているところでござひまして、都の補助事業の内容であるとか来年度の状況も確認するのと、あと、他の自治体も本当にいろいろな要件の設定が異なつてきますので、そこも含めて来年度、検討してまいりたいと思ひますので、今、やっと始まって1年目4か月たった事業でござひ

ますので、引き続き、検討をしっかりとしまいたいというふうに考えてございます。

○やなぎさわ委員

期待しております。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず令和5年請願第18号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは品川区議会自民党からお願いします。

○こしば副委員長

結論を出すで、今回の請願については、先ほど課長からの答弁にもありましたとおり、アンケートの内容についてまたこれから出てくると、そういった情報をしっかり吟味した上でまた判断をしていくのがいいのではないかと考え、不採択とさせていただきます。

○こんの委員

本日結論を出すで、お願いします。

先ほど質疑はしませんでしたけれども、先月の決算委員会で我が会派から、民生費のときにこの補聴器の購入についての質問をさせていただきました。そのときに、制度のはざまをつくらないで誰もが対象となるように、そうした体制を求めたところ、区としては、今時点という答えではありませんでしたけれども、それを検討していきますという前向きなご答弁をいただいております。

今日の説明で、その上で、もう今4か月たって、これがどのように区民の皆さんに効果的にこの事業が行われているのかというのを検証されたいというご答弁がありましたので、それはそうだろうというふうに思います。しっかり、区民のために使う税金であるならば、きちんと効果検証をいただいて、より区民の皆様の生活の質の向上になるようなものを検証し、予算を使ってのさらなる対象拡大に向けて、こうしたことが必要であるというふうに考えるところです。

ですので、今後のこの拡充に向けては、ぜひ今、東京都のほうでは、包括補助金という形で出ておりますけれども、東京都の動きもぜひ注視していただいて、この点ぜひ、今も東京都のものを活用しておりますが、ぜひ東京都のほうの注視をして活用していただいて、早い段階で対象拡大が来る時期を待ちたい、このように思っておりますので、本請願については不採択とさせていただきます。

○ひがし委員

結論を出すで、お願いをいたします。結果としては不採択でお願いします。

先ほどもお話をさせていただきましたが、補聴器の助成というところ、この制度始まったこと大変評価しておりますし申請も増えているということで、今後も使いたい方が使えるように、予算拡大そして対象者、課税者も含めてというところは、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに要望させていただきます。ただ、アンケートの結果を踏まえた後でということも、実態把握という部分では大切なことというふうに思いますので、今回の陳情は不採択とさせていただきます。

○鈴木委員

結論を出すで、請願に対しては採択でお願いしたいと思います。

今回の請願項目は、住民税課税者にも実施してくださいと、この1点だけの請願項目ということになっています。しかし、本当に皆さんから、課税者まで対象を拡大してくださいと、こういう要望が上がっているにもかかわらず、区は来年度というか今のところは、そこまで拡大する予定はないということをしているわけです。予定がないということであれば、これは議会でこれを採択して、議会としてそれを求めていくということ、議会がここで採択をすれば区はやらざるを得なくなるわけですから、ぜひ採択をして、これを実施させていくということをお願いしたいなというふうに思っています。

それで、アンケートを取ってこれから検証というふうなことですけど、この効果の検証というのは住民税課税者まで拡大する拡大しないというのは関係ないと思うのです。これはこれで進めながら、アンケートはアンケートで取って、そして、より、本当にフィッティングとか訓練が大事ですので、そのところはどうしたらそういうふうなのができるかというところでは取り組むことはもちろん必要なのですが、それと、課税者までの拡大ということに関係はないと思いますので、ぜひ、来年度、課税者まで拡大をしていただきたい。採択をお願いします。

○筒井委員

本日結論を出すということでお願いします。

そもそも私としては、助成とかには所得制限などかけないほうがいいという考えであり、またこの補聴器が認知症予防等に効果があるというのなら、課税者までの拡大を検討していただきたいと考えておりますけれども、一方で税金を使うわけですから、しっかりとそのアンケート等々で効果の検証をしっかりとさせていただくと。それで、効果検証が済むまでは、その効果検証をしっかりと見守っていただきたいということで、不採択をお願いします。

○おぎの委員

本日結論を出すで、お願いします。

9月末で150件申請があったということで、非常に区民の関心が高く、ニーズはあるのかなと思います。150人の中でも結局、高度難聴であったり、課税者だったので漏れてしまった方というのもしらっしゃるということで、漏れてしまった方は本当に必要としていたのだらうなと思います。聞こえの問題はやはり高齢者の方の生活の質であったり、交通事故の予防の観点からも必要だと思いますので、アフターケア含め、今回アンケート結果を見て、ぜひぜひ拡充していただきたいなと、前向きに検討をお願いします。それで、採択をお願いします。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択です。

先ほど、鈴木委員のご発言のとおり、アンケートと課税者への拡大とはどこまで関係があるのかなというところを思いつつ、ただ、やはり、ほとんどの委員の方は、不採択と言われた委員の方は、アンケート結果を注視というようなことが多かったので、一刻も早くアンケートを実施して、集計をして、それを助成につなげるということをするのが、この委員会含め議会の役割だと思いますので、一丸になって進めていきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○松永委員長

それでは、本請願につきまして、結論を出すのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、本件は結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願につきましては挙手により採決を行います。

それでは、令和5年請願第18号、補聴器購入費助成制度を求める請願を採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時20分再開

○午後3時35分再開

○松永委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

(3) 令和5年陳情第44号 品川区立重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」移転・拡張に伴い、現在通所できない呼吸器利用者が通所可能になるための整備を求める陳情

○松永委員長

次に、(3)令和5年陳情第44号、品川区立重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」移転・拡張に伴い、現在通所できない呼吸器利用者が通所可能になるための整備を求める陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○川崎障害者施策推進課長

私から、当陳情についてご説明いたします。

現在、品川区内で人工呼吸器を受け入れている生活介護事業所はございません。また、品川区重症心身障害者通所施設ピッコロをご利用されている方で人工呼吸器を使用されている方はおりませんが、区は、今後の受入れに対して課題として認識しております。今後も、個別の健康状態等を踏まえた医療的な支援方法を確認し、施設、病院と相談してまいります。

また、令和9年度に、八潮南特別養護老人ホームの増改築に伴い、ピッコロの拡充整備を進めております。新しい施設は病院とは異なるため、高度な医療支援の対応は難しいところですが、人工呼吸器や吸入器などの非常用電源を複数確保することや、訓練室や作業室を広く確保し、ストレッチャー型の車椅子利用者も対応可能なスペースなど、今後、重症心身障害者が安心して通所できるような施設の整備を進めてまいります。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○やなぎさわ委員

現在のところは生活介護で、人工呼吸器の対応する施設はないと。ただ、八潮南の増改築含めて、これ、今後、人工呼吸器を対応したような施設を増やしていく。つまり、八潮南以外でもいずれ増やしていく可能性があるというような認識でよろしいでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

今回、重症心身障害者の通所施設ピッコロ、現在の所からの拡充移転という形で、八潮南の既存棟のほうに移転いたします。こちら、先ほどもご説明させていただいたとおり、病院とは異なるので、やはり人工呼吸器を使用するというのは、かなり看護師の職員配置、手厚い人員配置というものも求められますので、どの事業所についても、やはりその人材確保というのは大変難しい状況ではございます。

今、これから移転拡張するピッコロにつきましては、先ほどもお伝えしましたとおり、非常用のコンセントを複数確保していますので、人工呼吸器だけではなく、吸入器など、利用者が持参した機器が非常時も電源が取れるような設備というのをさせていただきますし、電源用の天井レールなども設置して、重度の方も安心して通所できるような、そのような態勢を構えるよう進めております。

○やなぎさわ委員

決まっていればいいのですが、どれぐらいの人員の対応を見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

こちら、開設が令和9年度になりますので、まだ詳細のところは、現段階では決まっておられません。ただ、やはり重度の障害者ではございますので、手厚い人員配置というところで考えていく体制ではおります。

○やなぎさわ委員

令和9年となると、まだまだ先かなと思うので、その間の期間に、八潮南の増改築、ピッコロの移転というものの前に、どこかで、人工呼吸器の対応というのを生活介護で考えていらっしゃるという計画は今のところはいかがでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

現時点では人工呼吸器対応というところで検討はございません。

○やなぎさわ委員

やはり、人工呼吸器対応の生活介護の施設があれば、そこで通所できたり、そして、それが活動、仕事などを、そのあることによってできるという方も多くいらっしゃるということで、そういった団体の方からのお話も伺っているので、ちょっと令和9年というところは一つの計画としてはあるとはいえ、少しやはり先だということを見ると、やはり検討を進めていく必要があるのかなというふうには思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

医療的ケア児者の直近の人数というのを、先ほどの一般質問で聞いたのですが、そのところで、医療的ケア児者の直近の人数が、18歳以下が30人で19歳以上が4人ということだったのです。そのうち、人工呼吸器使用者の人数も同様に教えてくださいと言ったときに、人工呼吸器は18歳以下が15人で19歳以上が10人ということだったのですが、人工呼吸器使用者というのは、当然医療

的ケア児者に入るわけなのですけど、何で19歳以上の医療的ケア児者の直近の人数というのが4人だったのか。これは、4人という人数はあり得ないのではないかと思いますので、その点、どうしてこうなったのか伺いたいと思います。

○川崎障害者施策推進課長

先日のご質問に対する、医療的ケアを要する方の人数ということでございます。もともと前提が、医療的ケア児者の人数については、令和5年2月末現在で、重症心身障害児者等在宅レスパイト事業および障害児支援等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数が18歳以下は30人、19歳以上は4人ということでございます。

在宅の人工呼吸器使用者の人数につきましては、各課それぞれ把握している人数を集約したものでございますので、そこが、18歳以下は15人、19歳以上は10人ということで、それぞれ母数が違ってくるということでございます。連動しているものではございません。

○鈴木委員

私が一般質問で伺ったのは、医療的ケア児者の直近の人数ということで伺ったので、当然人工呼吸器使用者が入ってカウントされるものだと思ったのです。だからこれは結局、両方足せないということですか。だから、医療的ケア児者というのは、もう医療的ケア児者ということでの区分というのがあるわけではないですか。こういう、酸素吸入している人、たん吸引をしている人、人工呼吸器つけている人という、医療的ケア児者というのがあると思うのですが、そのトータルの人数というのを聞きたいと思って一般質問で聞いたのです。それなので、ちょっと一般質問なので、この、区が勝手に在宅レスパイト事業と障害児支援ということで私は聞いていないので、そういうことでの答弁というのは、私の質問に対しての答弁としては、人数が違うのではないかなというふうに思うのですけど。

それで、もっと、障害者支援課で把握している人数と、あと保健センターとかでも把握している、例えば特定疾患だったりとか難病だったりとか、そういうことでの医療的ケア児者の人数を把握している部分とがあると思うのです。そこを突き合わせないと、なかなか全部の人数というのは見えてこない部分があると思うのですけど、全体の人数が見えてこない、今計画つくっていますけど計画の中にも反映できないと思いますので、保健センターとかも突き合わせをしながら、全体の医療的ケア児者の人数というの把握していただきたいと思うのですけど、いかがでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

医療的ケア児者の人数についてのお問合せでございます。医療的ケア児者の場合、非常に幅広く、医療的ケアがあるからイコール障害ではないというところがございます。また、病院に入院されている方もいらっしゃいますので、非常に、把握するのは困難ではあります。ただ、保健センターとは、この令和5年2月末現在の数字は突き合わせている、突合しているものでございます。

○鈴木委員

だから少なくとも、19歳以上は人工呼吸器の方が10人、人工呼吸器というふうに限定しないとなかなか分からないというのが実態ということなのですかね。19歳以上となると、たん吸引の高齢者みたいなどころまで入ってしまうという、そういう感覚なのですかね。何かもうちょっとこう、医療的ケア児者の支援が必要な、そういう実態が分からないかなというふうにいつも思っているの、そこら辺はまた、これからも保健センターなどとも突き合わせていただいて、ではどこまでどういうふうにかかるとかというあたりは、ぜひご検討いただきたいと思うのです。

それで、今、医療的ケア児等の連絡会をされているのではないですか。でもそれは今年の3月に1回

やったきりで、その後されていないと思うのですが、そういうところでも対象にしていく、医療的ケア児等というものの「等」というのは、医療的ケアを受けている障害者ということでの捉え方だということで、区のほうからもご説明いただいていますので、そういうところでどういう、どこまで取り上げていくかというふうなところは見えるような形にぜひしていただきたいのが1点。

それからあとは、なかなか医療的ケア児者の課題が何で、これをどういうふう to 実現をしていくのかというのが、そこの連絡会の中でも私は傍聴もさせていただいたのですが、まだまだ明確になっていないというふうに思ったりするのです。それなので、ぜひその連絡会は、もっと情報を共有しながら、課題も明確にして、その課題に対してどういうふう to 区としては取り組んでいくのかというところの計画を、ぜひ明らかにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

医療的ケア児等の連絡会でございますが、12月上旬に予定しております。それで、なかなか、国のほうは、医療的ケア児等、「等」のほうはお子さんのみということで規定をしております。というのは、医療的ケアの方は比較的、重度心身障害者の方が多いと。「等」というのは国によれば、動ける医療的ケア児のことを指すのですというようなことがございましたけれども、品川区としましては、医療的ケアのお子さんが将来大人になるということを考えますと、「等」の中に大人を含めたことで、課題や情報を共有したいということで連絡会を実施したところでございます。

参加される人が医療従事者という方もいらっしゃいますので、なかなかコロナの間、開催するのは難しかったのですが、このたび、また12月上旬に開催を予定しておりますので、かなり、お子さんから大人までであると幅広い議題にはなってしまいますが、一つずつ課題を洗い出して課題解決につなげていきたいと考えております。

○鈴木委員

国のほうは医療的ケア児ということでの対応ということですが、でも、医療的ケア児支援法の中には、やはりその医療的ケア児が18歳に達し、また、高等学校を卒業した後も適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを受けながら日常生活および社会生活を営むことができるようにすることも配慮して行わなければならない、支援に対して、そういうふうなことが法律の中にも明記されていますので、そういう取組というのはすごく法律としても求めているということになると思うのです。

だけど、品川の場合は、特に、私は何度も議会の中で、一般質問でも取り上げてきたのですが、やはり、人工呼吸器を使っている方がどれだけ自宅で落ち着いていても、全く人工呼吸器の方を受け入れてくれるところがどこもないので、人工呼吸器をつけた方が家に閉じ籠もりにならざるを得ないという状況になっているというのが、もう本当にこれ大問題なのではないかなというふうに私は思うのです。

高校までは本当に頑張って頑張って通うところがあったわけですが、小学校、中学校、高校というふうなところで、ずーっとお母さんと頑張って頑張って通い続けたのに、高校卒業したら全く通うところがなくて、家に閉じ籠もらざるを得ない状況というのは、ちょっと私、この障害者権利条約の合理的配慮というふうなところからも、これは是正が必要なのではないかなというふうに思うのですが、区としても課題とは考えているということが、ずーっとこの間、毎回課題とは考えているというふうなことなのですが、実際にそれが変わっていないので、そこのところは、その点についてもどう考えられるのかも聞かせていただきたいと思えます。

○川崎障害者施策推進課長

今、委員おっしゃられる、在宅で過ごされている方もいらっしゃるということですが、今、障害者の

相談員が訪問する際に、障害者やご家族のニーズを把握して支援を行っているところでございます。先ほど申しましたように、令和9年度に移転拡張予定のピッコロにつきましては、人工呼吸器を使用するなど、医療的ケアの程度が重篤な方についても受け入れができるよう整備を進めているところでございます。

○鈴木委員

では、ピッコロはもう本当にこんな、人権の観点からもどうなのかなと思ってしまうぐらい、それまでずっと毎日通いつけて、その人の人生をそういう形で生きてこられたのが、区にそういう施設がないために、家にいたきり、もう18歳の若さで家にずっと閉じ籠もらざるを得ないというのを余儀なくされてしまうわけではないですか、そういう施設がないために。そういうことは本当に、区として早急に取り組まなければならない、区の責務というか、私はそんな思いがするのですが、そういうご相談を受けてる方から、この方は18歳まではずっと、高校まで本当に休まずに通いつけてきたのに、もう今、7年たちますけど、いまだに通うところがないために、もう家に閉じ籠もらざるを得なくて、もう本当に、今年こそ何とかしてほしいという願いを伺っているのですが、令和9年度というのは、ずっと先になってしまうのですが、令和9年度にはピッコロは必ずそういうふうなところで、人工呼吸器の方が通えるということで、区としては整備をしますよという、そういう計画として整備をしますよという方向で、これを具体化していくという、そこの考えなのか、その点についても確認させていただきたいと思います。

○川崎障害者施策推進課長

今、在宅で過ごされている方の中には、在宅で訪問介護という医療を受けながら生活されている方、在宅生活をご希望されている方もいらっしゃいます。また、医療依存度が高くなりますと、やはり、各区に1か所あるわけではないので、東京都の広域的な、都立の療養介護という施設のほうに行ってもらっちゃう方もいらっしゃいます。様々、その方のご事情によって、過ごし方は変わってくるものと思っております。

先ほど申しましたように、令和9年度に移転拡張のピッコロについては、人工呼吸器のご利用者が受け入れられるように今、具体的に整備を進めているところでございます。

○鈴木委員

都立の療養介護というのも、その、私が今申し上げた方も、療育、城南分園に1週間に1回だけ通っていますけど、あと6日は家にいなくてはいけないという、本人はもう本当に外に出たいし、ほかの人と触れ合いたいし、そういう希望なのですがそれができないという状況になっているので、これはやはり自治体としてぜひ解決をしていただきたいということで、強く申し上げたいと思います。それでピッコロでは、呼吸器をつけた方も受け入れられる方向で整備をしていくということで確認させていただいていいですね、その点が一つ。

それから、ピッコロで人工呼吸器の方も受け入れるとなると、多分ドクターとの連携とかもかなり必要になると思うのですが、そういうところはどのように連携を取ろうとしているのか。それで、本当にそういう方を受け入れる、酸素吸入の方を受け入れる、重度の方も皆さん受け入れるとなったら、施設そのものが、計画そのものも設備そのものも変わってくると思うのです。

それなので、そういうことで、初めに、人工呼吸器受け入れますよ、酸素吸入の方も受け入れますよという明確な方針を持たないと、後で、これもできていない、これも施設として足りなかったというふうなことになるので、そこのところは、ピッコロがそうやって拡大されるというのは、一つの大きな

い機会でもあると私は思うので、そこの方針を明確にした上で整備をしていただきたいと思いますと思うのですが、その点についても伺いたいと思います。

○川崎障害者施策推進課長

先ほどの答弁の繰り返しにはなるのですが、移転拡張するピッコロというのは病院とは異なります。ですので、高度な医療支援の対応というのは難しいところです。それで、やはり人工呼吸器の管理を任せられる看護師、この看護師を抱えている法人というのはそう多くないのが現実ではございます。ですので、区としましては重症心身障害者が安心して通所できる施設の拡充、定員数の拡充を図って、安全安心に通所できる場というものを整備していく、その方向性でおります。

○松永委員長

鈴木委員、そろそろ一旦まとめてください。

○鈴木委員

今のだと、人工呼吸器の方は受け入れるかどうかまだわからないという、そういうことですか。人工呼吸器の方も受け入れるということで、初めからそういう施設づくりというのが必要になると思うのです。それなので、そこのところが、今回の陳情もそういうことで出されていると思うので、人工呼吸器の方もそこには受け入れますよというふうなことで、受け入れる方向で区としては整備を進めていますよというふうに言っていたかないと、受け入れたいとは思いますが、どうか分からないみたいな、そんな感じだと、ちょっと安心できないではないですか。いつまでたっても希望を持つことができないのです。それなので、人工呼吸器は受け入れます、酸素吸入の方も、酸素吸入だからといって断らずに受け入れます、そういうことでピッコロというのは整備しますというところで、確認させていただきたいのですが、その点は確認できないですか。

○川崎障害者施策推進課長

先ほどお伝えしたように、整備としては人工呼吸器の方も、また、吸入器などを利用している方も非常時に電源が取れるような配慮というのはいたします。また、訓練や作業室も大変広がります。現ピッコロよりも約2.5倍広がりますので、現在、ストレッチャー型の車椅子を利用している方いらっしゃるかもしれませんが、今以上に広がるということもあります。ですので、重度の方もご利用いただけるような整備というのはもちろん、体制は構えます。ただ、人工呼吸器を使用となると、やはり、看護師の手厚い配置というのがございますので、今後、運営する法人の体制にもよります。その部分も含めて、今後十分検討していくこととなります。

○鈴木委員

そうしますと、人員、ハードの部分というのは人工呼吸器の方も受け入れるという、そういうところで整備をするけれども、あとは人員体制が、ここを委託される事業所がそういうことで配置をしますよということで、区との協議が整えば人工呼吸器の方も受け入れる。区としては人工呼吸器の方も受け入れるという方向で事業者と話し合いを進めていくと、そういうことでよろしいでしょうか。

○松山障害者支援課長

区としては、人工呼吸器の方も受け入れるために、事業者と今、協議をしております。現在ピッコロを運営している全国重症心身障害児（者）を守る会は、全国的にも、東京都内外で24施設、重度の障害の方あるいは医療的ケアの実績があるところの事業者となっていますので、その可能性が区内では一番高いと感じております。

区としては、人工呼吸器の方も受け入れるように今も整備を進めているというところです。それで、

ここで一つなのですけど、人工呼吸器とか、例えばほかの事情もそうなのですが、先ほど障害者施策推進課長が申しましたのは、人工呼吸器あるなしにかかわらず、健康状態が不安定で、要加療、医療が必要ということになりますと、どうしても残念ながら、ピッコロの中でも当然ながら、姿勢変化による呼吸の状態、バイタルチェックは今もやっています。また、喀たん吸引もやっております。そういった中で、事業者としても努力しながら通所を継続しているということはありません。

ただし、どうしても、少なからず不安定な状態になりまして、医療が必要だということであれば、本当になかなか、障害者施設のみならず全ての方をご希望どおりにはいかない現状があるということです。ただ、区としましては、人工呼吸器だからといってお断りするということなく、その方も受け入れられるように、今、具体的に整備を進めているところでございます。

看護師の配置につきましても、全国重症心身障害児（者）を守る会のところで、やはりノウハウがありますので、高度な医療的ケアに対応できるスキルのある看護師を確保ということで、お話は進めているところでございます。

○鈴木委員

最後に要望だけ。今の段階では、どんなに落ち着いていても人工呼吸器を使っているという理由で、通える所がないというのが実態なのです。それなので、人工呼吸器を使用されている方も通えるというふうなことで、区としても取り組んでくださるということなので、ぜひ、そういう方向でお願いしたいと思います。

守る会のスキルというのは、ほかの自治体でも話を伺って、本当にかなりの重度の方まで受け入れているというのは実態としても伺っておりますので、そういう守る会が、ここのピッコロの委託を受けていただいていますので、そういう点では、区はそういう方針を持てばできるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今回のピッコロでは、人工呼吸器の方ということも含めて、受け入れていただくようお願いしたいと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

○ひがし委員

今、人工呼吸器の方が通所をできないことについて、区としても課題として認識をしているということで理解いたしました。さらに、今、鈴木委員がお話をされていたように、加療となってしまうとやはり病院というところになると思うのですが、落ち着いている、それで自宅で見られている、それで人工呼吸器をつけているという方が、今、通えない。この状況について区として課題として考えているから、このピッコロが拡大することに向けて、令和9年度になりますけど、そのときには、落ち着いていけば人工呼吸器を使っても、きちんとした場所の確保と人員の確保に向けて区としても取り組んでいるという認識でよろしいでしょうか。まずその1点を確認させてください。

○松山障害者支援課長

確かにおっしゃられるとおりで、健康状態が落ち着いていけばということなので、区としては、人工呼吸器の方を受け入れるような具体的な整備を進め、あとは人員配置というのも確保に向けて協議をしているところです。

○ひがし委員

その点が確認できて安心しました。特に、この設備面ですか、ストレッチャー型の車椅子が入るだとか、電源のほうの確保というところはもう重要だから、ここについても整備をしているということでお

話は聞いております。

それで、ソフトの面だと、やはり人材の確保が難しいということで、そこについてやはり予算というのをしっかりとつけていかないと難しいのかなというふうに思います。今、お話しされたように、日常安定していて人工呼吸器をつけているという方であっても、やはり急変というリスクはあるので、幾ら落ち着いていても、看護師でしっかりと人工呼吸器を使える方がいないと、何か起こったときに本当に命に関わるようなことになってはいけないということで、多分そこで人材の確保というところが苦労されているのかなというふうに認識をしているのですが、その守る会と協力をしながら人材確保に向けても取り組んでいるということよろしいですか。まずその1点について。

○松山障害者支援課長

委員おっしゃられるとおり、やはり医療的ケアの実施というのは看護師が行うのが基本になっていきます。なかなか人工呼吸器レベルですと、喀たん吸引の研修を受けた職員の方であっても、そこまではなかなかケアができないという現実がございます。医療的ケアの全体の管理的な役割というのも看護師が行うこととなっています。したがって配置される看護師につきましても、医療的ケアの高いスキルのある人材の確保が必要になってきておりますので、現在、運営事業者と相談しながら人材の確保に努めているところでございます。

○ひがし委員

ということはまだ具体的などころというのはこれからで、看護師の人数とかということもこれからということですか。

○松山障害者支援課長

看護師の人数についてでございますけれども、現在のピッコロの職員体制を申し上げますと、管理者となる施設長がお一人、サービス管理責任者が1人、生活支援員が2人、看護師が3人の体制で、全て常勤で行っております。そのほか、理学療法士がPTで非常勤が週に2回の方がお一人、あと、医師が非常勤で月に3回ということでお一人配置しております。利用者対職員の比率が1対1というマンツーマンで、かなり手厚く支援をしております。

20名に拡大した場合については、どの程度、医療的ケアの必要度がある方がどのくらい入られる、通所されるかによりますけれども、看護師としては今、現在、生活支援より多い状態になっておりますので、今後も看護師の確保は不可欠ということになっております。

○ひがし委員

しっかりと人員を配置、今のところ来てくださっているということで、今後、定員も増えて20名というふうになる、プラス人工呼吸器も見られるようにということになっていくと、やはりその看護師の人数だけではなくて質ということも、看護師も領域というのがあるので、人工呼吸器を使える方ということになってくると、看護師の中でもやはり一定数限られてくるのかなというところで、難しい点もあると思いますが、やはり通いたいという方々が通えないという現状としても、今、認識をしていると思いますので、そこに向けてぜひ前向きに検討というのは引き続き続けていただきたいなというふうに思います。その点については要望をさせていただきます。

私も、医療的ケア児等支援関係機関連絡会の資料を見させていただいたのですが、ここでは医療的ケア児についての人数とかというのが書かれていて、先ほど別の委員からもありました、そのケア児を越えた方々の人数の把握というところがちょっと難しいのではないかとご回答があったのですが、確かに病院で一時的に人工呼吸器を使ったりだとかしているところまでは把握はできないのでは

ないかなというところが正直なところですが、自宅に帰ってからも介護とかでいろいろ利用されていて、そこで把握というのはできるのかなというふうに思うので、ぜひ、一つの所管がやるのは大変だと思いますが、全体で共通して人数というところを把握できるようにというシステムは必要のかなと。

それと、その医療的ケア児の人工呼吸器だけではなくて、ほかの疾患とかも人数というのは把握されていると思いますので、その人数とか希望とかを聞きながら進めていくというところがやはり、こういう介護のところでは重要なことというふうに思いますので、その人数の把握というところはぜひ、進めていくべきかなというふうに思いますので、ケア児だけではなくて、それ以上の方々も安心して通所できたりとか、ニーズを把握できるように、ケア方法についてはぜひ前向きに検討していただきたいと思います。その点について何かあれば一言お願いします。

○松山障害者支援課長

医療的ケア者の人数把握についてのご質問です。なかなか、全体を統一するようなシステムは今ございませんので、それぞれのところの所管がどの程度把握し、それを個人で、個人の方同士で突合がどの程度できるかということになってまいりますので、可能な限り把握することに努めたいと思っております。

○ひがし委員

ぜひ、区として、この人数はどのぐらいなのだろうと思ったときに、聞いて分かるか、せめてこちらが調べられるような状況になっていただくと、必要性とニーズと必要な政策というところも導けるかなというふうに思いますので、ぜひ皆さんで協力してやっていけたらと思います。こちらは要望で終了とします。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それではまず、令和5年陳情第44号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○こしば副委員長

結論を出すで、今回の陳情については不採択でお願いします。

この陳情の要旨また理由については、一定程度理解するところもありましたけれども、先ほど課長の答弁のとおり、高度の医療支援が必要となってくる状況で、今現状、大変厳しい状況であることはよくわかりました。実際その現場で働く方、看護師の方の負担、またストレス等も考えると、やはりこういったことは病院、医療機関で行うべきところが大きいのかなという認識をいたしました。

そういうことを踏まえまして、これからまたさらにこの八潮のほうの環境整備のほうも進めていくということでございますので、こちらのほうに期待をしたいと考えまして、今回の陳情については不採択とさせていただきます。

○こんの委員

本日結論を出すで、お願いします。

先ほどの質疑を聞いていまして、品川区としては受入れの課題と思っている点が確認され、ただ、そのことについて受入れのために体制整備をされている、また、運営事業者とも協議をされている。こうした、受け入れるための体制づくりは現在も進められているということがよく分かりました。現時点では課題が、手厚い看護体制といったところがポイントなのかなと思いますと、これは本当に、運営事業者が一生懸命この手厚い看護の体制を取られていると、このようにも捉えられますので、事業者を見守ることが必要なということも思います。

よって、これは不採択とさせていただきます。

○ひがし委員

今回結論を出すで、お願いいたします。

やはり区としても、この人工呼吸器の方が通所できないことについて課題として認識をしていて、さらにピッコロについては既に計画通りに通所できるように整備を進めてくれているということで認識をいたしましたので、そこを見守っていかうかなというふうに思っております。それで、不採択でお願いいたします。今後も、まだ計画をしっかりと含めて注視をしていきたいと思っているのと、先ほどお伝えしたように、移動中の安全の確保だったり、バイタルサインの異常の早期発見、あとは人工呼吸器の正しい使用ができる人材確保というところ、大変重要だと思っておりますので、その点に向けても、前向きに協力しながら進めていただきたいと思います。

○鈴木委員

結論を出すということで、採択でお願いしたいと思います。

私も、この人工呼吸器を利用されている方が、1か所も通所できる場所がないということで、通所の場所をつくっていただきたいということはずっと求め続けてきたものです。これは本当に切実な要望のご相談をいただいているので、それを取り上げてきたのですが、令和9年ということで4年後になるので、その方は10年間以上、もう本当に家に閉じ籠もらざるを得ないという状況になるのだなというのを、改めて本人の立場に立って考えているところなのですが、このピッコロのところ、何としてもこれを実現させていただきたいと強く求めておきたいと思います。陳情には賛成です。

○筒井委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いします。

理由といたしましては、区としても課題を認識されている、そして、今後その整備をされて、方向性としては受入れの方向性ということでもあります。ただ、人材確保の課題や、その直ちにとというのが現実的に困難という事情もありますので、不採択でお願いします。

○おぎの委員

本日結論を出すで、お願いします。

医療的ケア児は今、通所できる場所がある。でも18歳以上は、今のところ、人工呼吸器の方とかですと、やはり都の介助のところだったりとか在宅であったりとかということで、本人が希望しているのであればいいのですが、仕方なくそうなっているなら整備を進めるべきだとは思っていました。ピッコロが今回、整備で既にそういったハード面の準備を検討して進めているということですので、今後はソフト面の専門職の人員配置であったりとか、そういったものがこちら文面最後にありますけれども、今後も多くの医療的ケア児が学校を卒業されてきますので、今後を見据えて、今いる子どもたちにも希望の調査をしたりして、この先ぜひ計画を進めていっていただきたいと思います。もう既にやるということですので、これに関しては不採択でお願いします。

○やなぎさわ委員

本日結論を出します。

やはり、今のところ人工呼吸器の対応できる施設がないというところで、在宅を希望するか通所を希望するかというのを、どちらでも選べるという体制にするということは非常に大切なことなのかなと思いますし、ただ、その人員がというようなお話も複数の委員からも出ておりますし、そういった事情もあるということは承知の上ではありますけれども、議会としても、こういった整備を、議会も後押ししながら一体となって進めていきたいというような思いで、当然、区としても前向きに動いていただけていると思うのですが、さらに後押ししたいという意味で、採択というふうにさせていただきます。

○松永委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、本件は結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和5年陳情第44号、品川区立重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」移転・拡張に伴い、現在通所できない呼吸器利用者が通所可能になるための整備を求める陳情を採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○松永委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、一般質問中、厚生委員会に係わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時25分閉会